

2022 年度調査報告書

令和 4 年度デジタル取引環境整備事業
(データ活用・流通に係るプライバシー関連調査・検討会運営)
調査報告書

2023 年 3 月

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

目次

1. 概要.....	4
1.1. はじめに.....	4
1.1.1. 背景.....	4
1.1.2. 目的.....	4
1.2. 全体概要.....	5
2. プライバシー関連動向の収集と報告書・レポートの作成.....	7
2.1. 概要.....	7
2.2. 月次調査.....	8
2.2.1 実施概要・実施結果.....	8
2.2.2 調査結果.....	9
2.3 報告書.....	9
2.3.1 EU デジタルサービス法(DSA)・デジタル市場法(DMA).....	10
2.3.2 米国データプライバシー保護法.....	11
2.3.3 暗号資産(仮想通貨)に関する規制.....	15
2.3.4 デジタル課税.....	15
2.3.5 メタバースにおけるプライバシーに関する課題.....	16
2.3.6 Europrivacy.....	17
2.3.7 子どもの個人データ保護に関する規制強化.....	19
2.3.8 OECD デジタル経済閣僚会合における議論.....	19
2.3.9 Amazon の遠隔医療サービス.....	20
2.4 レポート.....	21
2.4.1 調査概要.....	21
2.4.2 海外のプライバシー関連法制度.....	21
2.4.3 メタバースにおけるプライバシーに関する課題.....	24
2.5 有識者ヒアリング.....	26
2.5.1 実施概要.....	26
2.5.2 実施内容.....	26
3. 「データ流通促進WG」の運営及び事務.....	29
3.1. 概要.....	29
3.2. ヒアリング.....	30
3.3.1. 実施概要.....	30
3.3.2. ヒアリング実施結果.....	30
3.3. データ流通促進 WG 開催概要.....	31
3.2.1. 検討内容.....	32
3.2.2. 取り扱ったユースケース.....	33

3.2.3.	結果.....	36
3.4.	まとめ	36
4.	企業のプライバシーガバナンスモデル検討会の運営及び事務	38
4.1.	概要.....	38
4.2.	ヒアリング調査.....	39
4.2.1.	実施概要	39
4.2.2.	実施結果	39
4.3.	検討会	40
4.3.1.	検討会開催概要.....	41
4.3.2.	検討結果	45
4.4.	まとめ	49
5.	「ISO/IEC27701」の JIS 原案の作成.....	50
5.1.	概要.....	50
5.2.	原案作成委員会開催概要.....	50
5.3.	JIS 原案の作成.....	55
5.3.1.	規格構成	55
5.3.2.	一般要求事項及び推奨事項の概要	57
5.4.	まとめ	58

1. 概要

1.1. はじめに

1.1.1. 背景

情報通信技術やデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するいわゆる「デジタルプラットフォーム」は、経済社会にとって不可欠な存在となりつつある。

近年、デジタルプラットフォームが、利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、重要な役割を果たすようになっている。他方で、取引の透明性が低いことや、取引先事業者の合理的な要請に対応する手続き・体制が不十分であるといった懸念の指摘もある。

デジタルプラットフォーム事業者は、データを活用した革新的なビジネスを生み出すイノベーションの担い手であり、当該事業者を中心として展開されるデータ流通における政策的課題を整理することは、デジタル取引の環境整備を行うにあたっても重要である。

1.1.2. 目的

データ活用・流通に関する課題の整理に向けて、専門的かつ集中的に議論が必要なテーマとして、「個人情報・プライバシー保護」の領域が存在する。本事業では、IoT推進コンソーシアム・データ流通促進WGにおけるこれまでの議論を踏襲しつつ、経済産業省が公表した「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の趣旨や2021年度に行われた調査結果・最新動向も踏まえた形で、以下の事項を実施し、デジタル取引市場の健全な発展へとつなげることを目的とする。

- デジタルプラットフォーム事業者を中心に、プライバシーへの取組を深堀する。
- グローバルで通用する「プライバシー」の在り方及び国際標準の規格を整備する。
- 国内外のプライバシールールを含め、データ活用・流通に係るプライバシーについて議論する。

1.2. 全体概要

本事業の全体概要を図表 1 に示す。

図表 1 本事業の全体概要

実施項目	基本方針	実施方法
プライバシー関連動向の収集と報告書・レポートの作成	デジタルプラットフォーム事業者を中心に、グローバルで通用する「プライバシー」の在り方、国際標準、国内外のプライバシーに関するルール、企業によるプライバシーへの取組を含む、データ活用・流通に関わるプライバシーについての議論に資する情報を広く収集、分析し報告する。 必要に応じ、データ流通促進 WG や企業のプライバシーガバナンスモデル検討会のインプットとする。	日本国内及び主要国を中心に、デジタルプラットフォーム事業者を中心とした取組動向の調査及びプライバシーに関連する政府公表情報・記事等の収集を行い、報告を行う(6 回)。 収集結果を報告書としてまとめ、提出する(2 回)。 さらに、報告書において調査した内容のうち、経済産業省が指定するトピックについてレポートとしてまとめて、提出する(1 回)。 レポートのトピックのうち、必要に応じて、詳細な調査を進め、7 名程度の有識者ヒアリングを実施する(6 回)。
「データ流通促進WG」の運営及び事務	デジタルプラットフォーム上で様々なデータが統合され流通することにより生じ得る個人情報保護、プライバシー上の課題等に係る事象を明らかにし、新たなビジネスの創発を後押しすることを目的として、データ流通促進 WG を運営する。 ユースケースの議論の要点を整理し、同様の事業を検討する事業者にとって参考となる情報を取りまとめる。	「データ流通促進 WG」の開催・運営。 企業へのヒアリング(6 回)。 WG 開催(1回)。 文献調査・デスクトップリサーチによる情報収集、資料作成を行う。

実施項目	基本方針	実施方法
	プライバシー関連調査の内容も踏まえて、国内外のプライバシールールを含め、データ活用・流通に係るプライバシーについて議論する。	
「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」の運営及び事務	「データ流通促進WG」の下に設置した、「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」において、プライバシーガバナンスガイドブック修正案作成、英訳版の作成等について議論する。	「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」の管理運営。 企業へのヒアリング(7回)。 検討会開催(4回)。 文献調査・デスクトップリサーチによる情報収集や資料作成等を行う。 検討会の議論に応じて、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の修正案とその英訳を作成する。 事業者ヒアリングで抽出されたグッドプラクティスをまとめる。
「ISO/IEC 27701」の JIS 原案の作成	「ISO/IEC 27701」の JIS 化に関する委員会を設置し、その管理運営、情報収集や資料作成等の事務を行うとともに、JIS 原案を作成する。	委員会の管理運営。 委員会開催(5回)。 JIS 原案、解説の作成を行う。

2. プライバシー関連動向の収集と報告書・レポートの作成

2.1. 概要

近年、デジタル技術を用いた取引が市場のアクセスを飛躍的に向上させ、中でもデジタルプラットフォームは重要な役割を担っている。

デジタルプラットフォーム事業者は、その事業を行っていく上で、利用者の個人に関する情報を取得・集約したり、ある利用者の情報を別の利用者や事業者を提供したりする場合があることから、「個人情報・プライバシー保護」の領域において、デジタルプラットフォーム事業者による取組が進められている。その一方で、デジタルプラットフォーム事業者によるプライバシー保護が不十分である等の理由から、デジタルプラットフォーム事業者に対する政府による規制の動きも多くみられる。

これらの背景から、デジタルプラットフォーム事業者及びデジタルプラットフォームを利用してデータ活用・流通を行う事業者によるプライバシー保護の取組、国内外におけるプライバシー関係の法制度、国際的なプライバシー関係の標準やルール整備の動向を把握し、プライバシー関係の施策検討に必要な要素を明らかにすることを目的に、日本国内及び主要国(米、EU、英、仏、独、豪、中国等)を中心に、デジタルプラットフォーム事業者を中心とした取組動向の調査及びプライバシーに関連する政府公表情報・記事等の収集を行った。

収集対象となる項目は、デジタルプラットフォーム事業者のプライバシーに関連するプレスリリース、OECD プライバシーガイドラインの関連情報、各国のプライバシー関連法令に関する情報、プライバシーに関連する最新技術動向に関する情報とした。

収集結果については、以下のとおりに取りまとめを行った。

① 月次調査

- 国内外のプライバシーに関連する動向について、デスクトップ調査を行い、情報源を明らかにした上で、報告を行った(6回)。

② 報告書

- 収集対象のうち、経済産業省の指定する5つのテーマについて報告書を作成し、提出した(2回)。

③ レポート

- 報告書においてまとめたテーマのうち、経済産業省の指定する2つのトピックについてレポートを作成した(1回)。

④ 有識者ヒアリング

- レポートのトピックのうち、必要に応じて、詳細な調査を進め、7名の有識者からなるヒアリングを実施した(6回)。

2.2. 月次調査

2.2.1 実施概要・実施結果

2022 年 4 月から 2023 年 2 月の期間、デジタルプラットフォーム事業者を中心とした取組動向の調査及びプライバシーに関連する政府公表情報・記事等についてデスクトップ調査を行った。

調査では、日本国内及び主要国(米、EU、英、仏、独、豪、中国等)を中心に、デジタルプラットフォーム事業者を中心とした取組動向の調査及びプライバシーに関連する政府公表情報・記事等の収集を行った。収集対象となる項目としては、経済産業省と協議の上、エラー! 参照元が見つかりません。に示す 8 つのカテゴリーからなるものとした。

図表 2 調査カテゴリー

海外	①	プライバシー関連法令・ガイドライン	米、EU、英、仏、独、豪、中国等における関係当局・議会等動向
	②	デジタルプラットフォーム事業者の取組	米、EU、英、仏、独、豪、中国等におけるデジタルプラットフォーム事業者動向
	③	プライバシー関連技術	米、EU、英、仏、独、豪、中国等の事業者におけるプライバシー関連技術動向
国内	④	プライバシー関連法令・ガイドライン	国内の関係当局動向
	⑤	デジタルプラットフォーム事業者の取組	国内におけるデジタルプラットフォーム事業者動向
	⑥	プライバシー関連技術	国内事業者におけるプライバシー関連技術動向
国際	⑦	OECD プライバシーガイドライン	OECD プライバシーガイドライン改訂に係る動向
	⑧	プライバシー関連国際標準	プライバシー関連の国際標準化動向

調査期間を、第 1 期(2022 年 4 月－8 月)と第 2 期(2022 年 9 月－2023 年 2 月)として、6、7、8、10、11、12 月の定例会議にて報告を行った。

調査結果は、重要度・記事分類(ニュース/解説記事)・日付・国地域・組織・タイトル・キーワード・概要・収集元 URL を記載して、提出した。

重要度については、図表 3 に示す選定基準に基づいて調査担当者が分類した。

図表 3 重要度の選定基準

◎	制度や政策等への影響が生じることが懸念される
○	制度や政策等には直接的に影響はないが業界へのインパクトが大きい

2.2.2 月次調査の収集結果

調査概要に記載した方法にて、プライバシー関連動向に関する情報を収集した。月次調査において収集した件数は、以下のエラー! 参照元が見つかりません。の通り、延べ 1,152 件であった。

図表 4 月次調査の収集結果

実施期間	報告件数	収集項目別件数
2022 年 4 月～2023 年 2 月	1,152 件	① 297 件 ② 502 件 ③ 214 件 ④ 22 件 ⑤ 49 件 ⑥ 83 件 ⑦ 0 件 ⑧ 1 件

2.3 報告書

月次調査の結果に基づいて、経済産業省と協議の上で、5つの重要テーマを選定し、テーマごとに収集した記事をまとめた報告書を 2 回にわたり作成し、提出した。

なお、米国データプライバシー保護法については、第 1 回・第 2 回ともに重要テーマとして選定したため、本報告書においては、9つの重要テーマの概要についてまとめるものとする。

また、報告書では、重要テーマに関する調査に加えて、エラー! 参照元が見つかりません。に示す調査対象の 8 つのカテゴリーの調査期間中の動向について、重要度が高いと考えられる記事を中心に概要をまとめた。以下の図表 5 に第 1 回報告書重要テーマ、図表 6 に第 2 回報告書重要テーマを示す。

図表 5 第 1 回報告書重要テーマ

①	海外のプライバシー関連法令・ガイドライン	EU デジタルサービス法 (DSA) ・デジタル市場法 (DMA)
---	----------------------	-----------------------------------

②		米国 データプライバシー保護法
③		暗号資産(仮想通貨)に対する規制
④		デジタル課税
⑤	海外のデジタルプラットフォーム事業者の取組	メタバースにおけるプライバシー

図表 6 第2回報告書重要テーマ

①	海外のプライバシー関連 法令・ガイドライン	Europrivacy
②		子どもの個人データ保護に関する規制強化
③		米国 データプライバシー保護法
④		OECD CDEP(デジタル経済政策委員会) 2022 年秋概要
⑤	海外のデジタルプラットフォーム事業者の取組	Amazon の遠隔医療サービス

2.3.1 EU デジタルサービス法(DSA)・デジタル市場法(DMA)

● 概要

2022 年 7 月 5 日に、EU 議会が賛成多数で採択した「デジタルサービス法(DSA: Digital Services Act)」と「デジタル市場法(DMA: Digital Markets Act)」について、調査を実施した。DSA と DMA は、欧州委員会が 2020 年に発表した大手プラットフォーム企業(主に、Google の親会社 Alphabet、Apple、Meta、Amazon、Microsoft など)を抑制する 2 つの法案で、大手プラットフォーム企業の社会的および経済的影響に対処し、ユーザーが安全な製品やオンラインサービスについて、幅広い選択肢を得られるようにすることを目的とするものである。

● 参考資料

- テック企業のコンテンツ規制を強化、EU が合意した「デジタルサービス法」の狙いと懸念. Wired, 2022/4/27. Wired.jp,
 - ✧ <https://wired.jp/article/europe-digital-services-act/>, (2022/9/30).
- 欧州議会、巨大 IT 規制法案を可決 今秋にも成立へ. 日本経済新聞. 2022/07/06, 日経デジタル,

- ◇ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR05DO10V00C22A7000000/>, (2022/9/30).
- Katie Collins. 欧州議会、IT 大手を規制する「デジタル市場法」など 2 法案を可決. CnetNews. 2022/07/06, Cnet Japan,
 - ◇ <https://japan.cnet.com/article/35190010/>, (2022/9/30).
- 欧州議会、IT 大手規制法案「DSA」「DMA」を可決. ITmedia news. 2022/07/06, ITmedia,
 - ◇ <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2207/06/news067.html>, (2022/9/30).
- 欧州議会、巨大 IT 規制法案を可決 今秋にも成立へ. 日本経済新聞. 2022/07/06, 日経デジタル,
 - ◇ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR05DO10V00C22A7000000/>, (2022/9/30).
- 吉沼啓介, 欧州議会、オンライン・プラットフォーム規制のデジタル市場法案とデジタルサービス法案を採択. JETRO ビジネス短信. 2022/07/11, 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO),
 - ◇ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/e67d82bf82d5a9e0.html>, (2022/9/30).
- EU 理事会、米国大手 IT など規制のデジタル市場法案を採択、6 カ月後には適用開始へ. JETRO ビジネス短信. 2022/07/19, JETRO,
 - ◇ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/e49d3e7bdd5d2e88.html>, (2022/9/30).
- Apple・Google・Meta などの大企業を規制し売上高の最大 10% の罰金を科す「デジタル市場法」が欧州理事会の最終承認を受ける. GIGAZINE . 2022/07/21, GIGAZINE,
 - ◇ <https://gigazine.net/news/20220721-eu-council-final-approval-dma/>, (2022/9/30).
- EU がプラットフォーム規制強化 識者はどうみる. 日本経済新聞. 2022/07/29, 日経デジタル,
 - ◇ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC13BOU0T10C22A7000000/>, (2022/9/30).
- 角田龍哉, 福島惇央, 小松詩織, デジタルサービス法案(Digital Services Act)の概要及び日本への影響. 西村あさひ法律事務所ヨーロッパニューズレター. 2022/8/25, 西村あさひ法律事務所,
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220825_europe.pdf, (2022/9/30).
- 角田龍哉, 福島惇央, 小松詩織, デジタル市場法 (Digital Markets Act) の成立及び日本への影響. 西村あさひ法律事務所ヨーロッパニューズレター. 2022/9/9, 西村あさひ法律事務所,
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220909_europe.pdf, (2022/9/30).

2.3.2 米国データプライバシー保護法

● 概要

2022 年 6 月 3 日、米国の連邦レベルの個人情報保護法として、American Data Privacy and Protection Act: ADPPA の Discussion Draft が公表され、7 月 20 日、米下院のエネルギー・商業委員会が法案を可決した。

現在、米国には、EU の GDPR のような包括的な個人情報保護法制はなく、金融や医療など分野別に個別法が整備され、各分野でも連邦法、州法、業界ごとの自主規制の 3 層構造になっている。個人情報の保護に関する法案はこれまでも定期的に議会に提出されてきたが、州法との関係や、プライバシー侵害があった場合に個人の訴訟提起を認めるか等を巡り対立し、成立には至ってこなかった。

成立時期については、中間選挙等の政治的な影響も受けて見通しがついていないが、成立した場合の日本企業にも影響が大きい。ADPPA は、米国の初の連邦レベルの個人情報保護に関する、包括的な保護法であり、原則 ADPPA が州法に優先する。

● 参考資料

- 石川智也,米国の連邦レベルでの個人情報保護法に関する最新動向 American Data Privacy and Protection Act の Discussion Draft の公表. 西村あさひ法律事務所ヨーロッパニューズレター. 2022/6/6, 西村あさひ法律事務所,
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220606_data_protection.pdf ,(2022/9/30).
- 米国データプライバシー保護法 (ADPPA) の討議草案.IAPP news, 2022/6/6, International Association of Privacy Professionals, Inc.(IAPP).
 - ◇ <https://iapp.org/news/a/distilling-the-essence-of-the-american-data-privacy-and-protection-act-discussion-draft/> ,(2022/9/30).
- 石橋裕貴,甲斐野裕之,米下院商業委員長ら、連邦レベルのデータプライバシー保護法案の草案発表. JETRO ビジネス短信. 2022/06/09, JETRO,
 - ◇ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/06/d0978940e9de9a79.html> ,(2022/9/30).
- 米IT企業の個人情報収集制限する法案、下院委員会で可決. Reuters, 2022/07/21, Reuters,
 - ◇ <https://jp.reuters.com/article/usa-privacy-congress-idJPKBN2OW05D> ,(2022/9/30).
- 石川智也,河合優子,大竹祥太,米国の連邦レベルでの個人情報保護法に関する最新動向 American Data Privacy and Protection Act (ADPPA) の議会への提出, 西村あさひ法律事務所ヨーロッパニューズレター. 2022/07/22, 西村あさひ法律事務所,
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220722_data_protection.pdf ,(2022/9/30).
- 瀬川奈都子,米国版 GDPR 策定へ 個人情報の扱いに忠実義務求める. N 日本経済新聞 Global Economics Trends, 2022/8/21, 日経デジタル,

- ◇ <https://www.nikkei.com/nkd/theme/1497/news/?DisplayType=1&ng=DGXZQOCD125BI012082022000000> ,(2022/9/30).
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(1) 対象データ. 西村あさひ法律事務所, 2022/9/6, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
- ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220906_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(2) センシティブデータ. 西村あさひ法律事務所, 2022/9/7, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
- ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220907_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(3) 対象事業者と小規模事業者保護. 西村あさひ法律事務所, 2022/9/8, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
- ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220908_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(4) Duty of Loyalty (1). 西村あさひ法律事務所, 2022/9/27, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
- ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220927_north_america_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(5) Duty of Loyalty (2). 西村あさひ法律事務所, 2022/9/28, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
- ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220928_north_america_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(6) 消費者のデータの権利(1). 西村あさひ法律事務所, 2022/10/5, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
- ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_221005_north_america_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(7) 消費者のデータの権利(2). 西村あさひ法律事務所, 2022/10/6, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
- ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_221006_north_america_data_protection.pdf

[tter_221006_north_america_data_protection.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_221006_north_america_data_protection.pdf)

- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(8) 消費者のデータの権利(3). 西村あさひ法律事務所, 2022/10/7, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_221007_north_america_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(9) 消費者のデータの権利(4)・大規模データ保有者. 西村あさひ法律事務所, 2022/11/9, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_221109_north_america_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(10) 企業の説明責任(1). 西村あさひ法律事務所, 2022/11/10, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_221110_north_america_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(11) 企業の説明責任(2). 西村あさひ法律事務所, 2022/11/22, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_221122_north_america_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(12) 企業の説明責任(3). 西村あさひ法律事務所, 2022/11/24, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_221124_north_america_data_protection.pdf
- 米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要(13・最終回) エンフォースメント・適用関係. 西村あさひ法律事務所, 2022/11/25, 北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター
 - ◇ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_221125_north_america_data_protection.pdf
- 米国版 GDPR「ADPPA」の特徴と重要概念の解説.A&A 法律事務, 2022/11/3.Note
 - ◇ https://note.com/aanda_law/n/nd4199bc08a36

2.3.3 暗号資産(仮想通貨)に関する規制

● 概要

主要国の中央銀行や金融監督当局で構成される金融安定理事会(FSB)は、2022年7月11日、FSB Statement on International Regulation and Supervision of Crypto-asset Activities(暗号資産関連の活動に対する国際的な規制・監督に関するステートメント、以下「ステートメント」)を公表した。さらに、2022年10月に行われるG20(主要20か国・地域)財務相・中央銀行総裁会議で、ステーブルコインやその他の暗号資産に対する規制・監督案について提言すると発表した。

● 参考資料

- Liam Tung, 欧州議会、仮想通貨取引を追跡できるようにする規制案を可決。CnetNews. 2022/04/04, Cnet Japan,
◇ <https://japan.cnet.com/article/35185808/>, (2022/9/30).
- Emily Nicolle, Jorge Valero, EU、暗号資産の規制案で暫定合意－監督強化へ。Bloomberg news. 2022/07/02, Bloomberg,
◇ <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-07-02/REDQDMDWRGG001>, (2022/9/30).
- 田中三保子, 米カリフォルニア州、暗号資産やブロックチェーンに関する規制方針の策定開始。JETRO ビジネス短信. 2022/05/16, JETRO,
◇ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/812616fe7f53adeb.html>, (2022/9/30).
- 金融安定理事会による「暗号資産関連の活動に対する国際的な規制・監督に関するステートメント」の公表について。金融庁, 2022/07/14, 金融庁,
◇ <https://www.fsa.go.jp/inter/fsf/20220714/20220714.html>, (2022/9/30).
- 木内登英, FSB が暗号資産の規制強化を提案: 同じリスクには同じ規制を。NRI ナレッジインサイト コラム, 2022/07/22, 野村総合研究所,
◇ https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2022/fis/kiuchi/0722_2, (2022/9/30).

2.3.4 デジタル課税

● 概要

2021年10月8日、OECDは、Base Erosion and Profit Shifting(BEPS、税源浸食と利益移転)に関するOECD1/G202包摂的枠組み(以下、「包摂的枠組み」)のオンライン会合後に、BEPS2.0プロジェクトにおける2つの柱からなる基本設計について、包摂的枠組みに参加する140か国の内136か国・地域の合意を反映した声明(以下、「10月声明」)を発表した。10月声明では、BEPS2.0プロジェクトの2つの柱として、①

第 1 の柱：ネクスス及び利益配分ルール改定、②第 2 の柱：新しいミニマムタックス導入のためのグローバルルールに関する合意が示された。

10 月声明には、実施計画に関する付属書が含まれており、概ね 2023 年に発効すると定められた。しかし、2022 年 7 月 11 日、OECD は、「第 1 の柱の Amount A に関する進捗報告書(プログレスレポート)」(以下、「進捗報告書」)を公表したが、新たな課税権の行使に関するルールは盛り込まれず、合わせて、実行計画に関する付属書の修正案が示されたことから、2023 年中には条約は発効しないこととなった。

- 参考資料

- デジタル課税、1 年遅れ G20、調整難航で 24 年発効. 日本経済新聞. 2022/07/18, 日経デジタル,
✧ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO62701380Y2A710C2MM8000/?type=group#gAAUAgAAMA> ,(2022/9/30).
- デジタル課税「23 年末に形」 財務相、条約発効遅れ受け. 日本経済新聞. 2022/07/19, 日経デジタル,
✧ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA191RS019072022000000/> ,(2022/9/30).
- G20「税の国際協調」綻び デジタル課税に遅れ 法人最低税率も逆風 新興国反発/米は内向き. 日本経済新聞. 2022/07/20, 日経デジタル,
✧ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO62734620Z10C22A7EP0000/?type=group#gAAUmTIwMjltMDctMjFUMDI6MDA6MDArMDk6MDAw> , (2022/9/30).
- OECD、BEPS 2.0 プロジェクト第 1 の柱の Amount A に関する進捗報告書を公表しパブリックコメントを募集. EY 税理士法人 税務アラート・ニュースレター, 2022/07/22, EY 税理士法人,
✧ https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-07-27-02 ,(2022/9/30).

2.3.5 メタバースにおけるプライバシーに関する課題

- 概要

メタバースは、昨今めまぐるしい速度で社会に浸透し、その結果、デジタルアバターとアイデンティティは、個人の活動に多方面で広がっている。消費者がより多くの時間とお金をバーチャルワールドに費やすようになるに伴い、さまざまなブランドや製品がメタバースに進出している。メタバース市場は、2024 年までに 7,830 億米ドルを超えると予測され、世界経済フォーラムもオープンで包括的なメタバースの定義の構築を支援するとしている。

仮想現実(VR)と拡張現実(AR)の世界では、膨大な量の生体データとすべてのユーザーの詳細な行動プロファイルを取得する可能性があり、それらは高度化するAIによって、さらに拡大すると考えられる。

同時に、メタバースにおけるデジタルアバターやデバイスの普及は、すでに新しいレベルのプライバシーリスクを引き起こしている。

● 参考資料

- Dan Chase, Maneesha Mithal,メタバースにおけるプライバシー. JDSUPRA, 2022/04/05, JDSUPRA,
✧ <https://www.jdsupra.com/legalnews/privacy-in-the-metaverse-6752470/> ,(2022/9/30).
- Shigrafi Aija,メタバースにおけるデータプライバシーに対する潜在的脅威を軽減する方法. Venturebeat, 2022/04/12, venturebeat,
✧ <https://venturebeat.com/2022/04/12/how-we-can-mitigate-the-potential-threat-to-data-privacy-in-the-metaverse/> ,(2022/9/30).
- David Ferbrache,セキュリティ・プライバシーを考慮したメタバースへの取組み. KPMG インサイト, 2022/06/10,KPMG,
✧ <https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2022/06/cyber-into-metaverse.html> ,(2022/9/30).
- Abhinav Jain,メタバースに関する調査: 概要、セキュリティ、プライバシー. CryptoStars, 2022/07/24, CryptoStars,
✧ <https://blog.cryptostars.is/a-survey-on-metaverse-fundamentals-security-and-privacy-ba933a7e785?source=rss-----privacy-5> ,(2022/9/30).
- Gary Weingarden, Matthias Artzt,メタバースとプライバシー.IAPP news, 2022/08/23, IAPP.
✧ <https://iapp.org/news/a/metaverse-and-privacy-2> ,(2022/9/30).
- 山本大介,【弁護士解説】メタバース事業における法的課題と対策 第3回 法的課題の検討(後編), GVA Professional Group 法務情報, 2022/08/25, GVA Professional Group,
✧ <https://gvalaw.jp/blog/b20220825> ,(2022/9/30).

2.3.6 Europrivacy

● 概要

2022年10月、European Data Protection Board (EDPB、欧州データ保護委員会)は、欧州一般データ保護規則 GDPR 第42条(5)に基づく認証となる European Data

Protection Seal(欧州データ保護シール)として、「Europrivacy(ユーロプライバシー)」を承認した。

Europrivacy によって、企業はデータ処理規制を順守し、それを正式に証明できるようになる。今後、Europrivacy 認証は、EU 全加盟国で正式に承認され、訴訟の場合にデータ保護監視当局によって考慮される。Europrivacy は GDPR で定められた要件を網羅しており、加えて、EU 以外の個人情報保護法にも適用可能である。そのため、EU 域内での適用から始まるが、将来的には、EU にとどまらず、徐々に他の諸国でも適用されることが予想される。

- 参考資料

- ユーロプライバシー—DPR 準拠の欧州データ保護シールを EU が承認 共同通信. 共同通信, 2022/10/13. 共同通信 PR WIRE
 - ◇ <https://kyodonewsprwire.jp/release/202210138126>
- 欧州委員会、GDPR 順守の企業認証制度の承認を受け、報告を発表. 一般財団法人マルチメディア振興センター, 2022/10. ICT グローバルトレンド
 - ◇ <https://www.fmmc.or.jp/ictg/country/news/itemid483-006359.html>
- European Centre for Certification and Privacy: Europrivacy – The GDPR European Data Protection Seal Approved by the EU, a New Era for Privacy and Data Protection Compliance. 2022/10/12, PRNewswire
 - ◇ <https://www.prnewswire.com/news-releases/european-centre-for-certification-and-privacy--europrivacy--the-gdpr-european-data-protection-seal-approved-by-the-eu-a-new-era-for-privacy-and-data-protection-compliance-301647958.html>
- Opinion 28/2022 on the Europrivacy criteria of certification regarding their approval by the Board as European Data Protection Seal pursuant to Article 42.5 (GDPR), Adopted on 10 October 2022. The European Data Protection Board, 2022/10,
 - ◇ https://edpb.europa.eu/system/files/2022-10/edpb_opinion_202228_approval_of_europrivacy_certification_criteria_as_eu_data_protection_seal_en.pdf
- Europrivacy: the first certification mechanism to ensure compliance with GDPR, European Commission, 2022/10/17,
 - ◇ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/europrivacy-first-certification-mechanism-ensure-compliance-gdpr>
- Europrivacy Certification
 - ◇ <https://europrivacy.com/index.php/en>

2.3.7 子どもの個人データ保護に関する規制強化

● 概要

2022 年現在、欧米をはじめ中国や韓国も、子どもの個人データ保護に関する規制強化が世界で進んでいる。日本では一定の年齢以下の個人情報に特別に扱う議論がなされておらず、それに対する企業の対応も、海外に比べて十分とはいえないため、今後、海外との格差が広がる可能性がある。

● 参考資料

- 子どもデータ、保護規制に内外差 日本企業にリスクもユーロプライバシー, 日本経済新聞, 2022/10/24. 日経オンライン
 - ✧ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC062LK0W2A001C2000000/>
- 子どもの個人情報の処理にかかる「同意」のあり方. 松前 恵環, 情報通信学会誌 Vol.38 No.1 (2020), 13-24 頁
 - ✧ https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicr/38/1/38_13/_pdf/-char/ja
- Children's Online Privacy Protection Act of 1998, Pub. L. No. 105-277, 112 Stat. 2681. (COPPA)
 - ✧ <http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid%3AUSC-prelim-title15-section6501&edition=prelim>
- Children's code, ICO
 - ✧ <https://ico.org.uk/childrenscore>

2.3.8 OECD デジタル経済閣僚会合における議論

● 概要

2022 年 9 月 27 日から 12 月 16 日に、第 87～90 回の OECD CDEP(デジタル経済政策委員会)と関連する作業部会が開催された。また、12 月 14 日～15 日には 6 年ぶりに、OECD デジタル経済閣僚会合「OECD Digital Economy Ministerial Meeting」が、スペインで開催され、最終的に閣僚会合の成果物として OECD 閣僚宣言等が採択された。

OECD デジタル経済閣僚会合は、1998 年のカナダ・オタワ、2008 年の韓国・ソウル、2016 年のメキシコ・カンクンに続き、4 回目の開催となる。

なお、OECD CDEP は、ICT(情報通信技術)の発展のため、重要な課題に対する必要な政策及び規制環境の促進について議論を行う委員会である。

今回の OECD デジタル経済閣僚会合は、「信頼性のある、持続可能で、包摂的なデジタルの未来の構築による、長期的な復興及び経済成長の促進」を主テーマとし

て、①国際経済におけるデジタルイネーブラー、②より良い社会の構築、③DXにおける人間中心の考え方、④AIと新興技術の4テーマが協議された。経済閣僚会合では、デジタル経済分野の近年の進展や課題について議論がなされた。最終的に2つの閣僚宣言が採択された。

- 参考資料

- 水島 九十九, 2022 年秋期 OECD CDEP(デジタル経済政策委員会)会議レポート.2023/1/19, JIPDEC 電子情報利活用研究部レポート(2022 年度)
 - ☆ https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/ffiqb200000014ny-att/20230119_report.pdf
- OECD デジタル経済閣僚会合
 - ☆ <https://www.oecd-events.org/digital-ministerial/en/>
- 信頼性のある、持続可能で、包摂的なデジタルの未来」に関する閣僚宣言
 - ☆ <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0488>
 - ☆ <https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221216002/20221216002.html>
- 信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る宣言
 - ☆ <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0487>
 - ☆ https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international_conference/OECD_0412/

2.3.9 Amazon の遠隔医療サービス

- 概要

アマゾンには、2022 年 7 月に、プライマリーケアを手掛ける「One Medical」を買収することで合意した。買収総額は約 39 億ドル(約 4100 億円)となる。One Medical は、ユーザーがどこにいても利用できるよう、対面、デジタル、バーチャルでのケアサービスをシームレスに組み合わせて提供する。すでに、約 80 万人の既存の会員を抱えているため、患者のプライバシーにまつわる懸念が生じ、One Medical の買収は物議を醸していた。

アマゾンは、One Medical の買収発表後、8 月に「Amazon Care」の打ち切りを発表したが、新たに、11 月には独自の遠隔医療プラットフォーム「Amazon Clinic」について発表を行った。このサービスは、米国の 32 の州で展開してユーザーを医療の提供者とつなぎ、アレルギー、にきび、ふけなど 20 以上のよくある病気の治療を支援するものである。患者が症状を選択して問診票を記入すると、治療計画を立てるためにアマゾ

ンが医師を紹介する。このサービスに保険は適用されず、医師の診察にかかる費用は一般的な自己負担額と同程度になる。

- 参考資料

- Amazon、医療企業 One Medical を約 39 億ドルで買収 ヘルスケア事業拡充へ、ITmedia. 2022/7/22, ITmedia news
 - ☆ <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2207/22/news096.html>
- アマゾンの医療再挑戦、今度は成功するか, Wall street journal. 2022/9/13, Wall street journal オンライン
 - ☆ <https://jp.wsj.com/articles/dr-amazon-will-see-you-now-11663038165>
- アマゾンが医療サービスを強化、遠隔医療への“再参入”で高まるプライバシーへの懸念, Wired. 2022/12/8, Wired jp
 - ☆ <https://wired.jp/article/amazons-creep-into-health-care-has-some-experts-spooked/>
- Amazon.com、One Medical の買収完了 サブスク医療サービスを年額 144 ドルで提供へ、ITmedia. 2023/2/22, ITmedia NEWS
 - ☆ <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2302/23/news049.html>

2.4 レポート

2.4.1 調査概要

レポートでは、報告書作成のために重要と判断した9つのテーマ(図表 5 および図表 6)を踏まえて、経済産業省と協議の上、更に調査が必要と判断した図表 7 の2つのトピックについて、調査し、取りまとめた。レポートの作成にあたっては、後述 2.5 有識者ヒアリングの結果も参考としている。

図表 7 レポートのトピック

1	海外のプライバシー関連法制度
2	メタバースにおけるプライバシーに関する課題

2.4.2 海外のプライバシー関連法制度

- 概要

日本の個人情報保護法は、2015 年改正に伴い、国際的動向・情報通信技術の進展・新たな産業の創出及び発展の状況等を考慮し、3 年ごとに個人情報保護制度の

見直しを行うこととなった。2022 年 4 月 1 日、3 年ごと見直し規定に基づき、改正個人情報保護法が施行されたが、海外においても、プライバシー関連の法制度の様々な議論が進展し、EU、米国ともに新しい法整備なされつつある。

レポートでは、EU と米国のプライバシー関連法制度の動向について、EU のデジタルサービス法 (DSA) とデジタル市場法 (DMA)、米国データプライバシー保護法についてまとめた上で、それらの法制度が国内に及ぼす影響や課題について、有識者ヒアリングにおける議論に基づいてまとめた。

● 参考資料

- Digital Services Act
 - ✧ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R2065&qid=1666857835014>
- DIRECTIVE 2000/31/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market (Directive on electronic commerce)
 - ✧ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32000L0031&from=EN>
- DIRECTIVE (EU) 2019/790 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC
 - ✧ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L0790&from=EN>
- Commission Recommendation (EU) 2018/334 of 1 March 2018 on measures to effectively tackle illegal content online
 - ✧ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32018H0334&qid=1633966011528>
- 2022 Strengthened Code of Practice on Disinformation
 - ✧ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/2022-strengthened-code-practice-disinformation>
- European Commission, Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on a Single Market For Digital Services (Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC, 2020, Digital Services: landmark rules adopted for a safer, open online environment

- ✧ <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20220701IPR34364/digital-services-landmark-rules-adopted-for-a-safer-open-online-environment>
- DSA: Council gives final approval to the protection of users' rights online
 - ✧ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/10/04/dsa-council-gives-final-approval-to-the-protection-of-users-rights-online/>
- Questions and Answers: Digital Services Act
 - ✧ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_2348
- 西村あさひ法律事務所「デジタルサービス法案(Digital Services Act)の概要及び日本への影響」、(西村あさひ法律事務所、ヨーロッパニュースレター 2022 年 8 月 25 日号)
 - ✧ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220825_europe.pdf
- 三菱総合研究所「EU・デジタルサービス法(DSA)の概要」(総務省プラットフォームサービスに関する研究会(第 39 回)資料)4 頁
 - ✧ https://www.soumu.go.jp/main_content/000831952.pdf
- 西村あさひ法律事務所「デジタル市場法(Digital Markets Act)の成立及び日本への影響」、(西村あさひ法律事務所、ヨーロッパニュースレター 2022 年 9 月 9 日号)
 - ✧ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220909_europe.pdf
- California Consumer Privacy Act:CCPA
 - ✧ <https://oag.ca.gov/privacy/ccpa>
- Age-Appropriate Design Code Law
 - ✧ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202120220AB2273
- A COMPREHENSIVE RESOURCE FOR TRACKING U.S. STATE CONSUMER DATA PRIVACY LEGISLATION
 - ✧ <https://www.huschblackwell.com/2023-state-privacy-law-tracker>
- American Data Privacy and Protection Act Draft Legislation Section by Section Summary
 - ✧ <https://www.commerce.senate.gov/services/files/9BA7EF5C-7554-4DF2-AD05-AD940E2B3E50>

- As voted out of the House Energy and Commerce Committee on July 20, 2022.
 - ✧ <https://docs.house.gov/meetings/IF/IF00/20220720/115041/BILLS-1178152rh.pdf>
- 1. July 28, 2022 – California Privacy Protection Agency – Special Meeting
 - ✧ <https://youtu.be/2fZ5AIwLwaQ>
- 西村あさひ法律事務所「米国個人情報保護法最新動向 ADPPA Bill の概要 (4) Duty of Loyalty (1)」、(西村あさひ法律事務所、北米/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター 2022 年 9 月 27 日号)
 - ✧ https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_220927_north_america_data_protection.pdf
- Code of conduct
 - ✧ https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/topic/code-conduct_en

2.4.3 メタバースにおけるプライバシーに関する課題

● 概要

メタバースは、「meta(超越)」と「universe(宇宙、世界)」が組み合わせられた造語で、SF 小説「スノウ・クラッシュ」において仮想空間の名称として用いられたのが始めとなる。

メタバースは、めまぐるしい速度で社会に浸透し、結果として、個人の活動に多方面で広がっている。実際、消費者がより多くの時間とお金をデジタル空間に費やすようになるに伴い、さまざまなブランドや製品がメタバースに進出しており、メタバース市場は、2024 年までに 7,830 億米ドルを超えると予測され、世界経済フォーラムもオープンで包括的なメタバースの定義の構築を支援するとしている。

メタバースにおいては、デジタル空間としての仮想現実(VR)と拡張現実(AR)の世界で、膨大な量の生体データとすべてのユーザーの詳細な行動プロファイルを取得することが技術的に可能で、それらは高度化する AI によって、さらに拡大すると考えられる。そのため、メタバースにおけるデジタルアバターやデバイスの普及は、すでに新しいレベルのプライバシーリスクを引き起こす。

特に、メタバースにおいては、ウェアラブルデバイス等を通じて視線や脳波等を収集することで認知プロセスに対する介入が増加することが予想されることから、人間の内面や認知プロセス、意思決定に対する保護の重要性は高まる。これらの保護をプライバシー概念に含めるのか、思想良心の自由に含めるのか、別の保護法益をたてるのか等の議論が急務である。

同時に、メタバースのプラットフォーマーは、サードパーティに提供しているデジタル空間についても、ありとあらゆることを監視でき、その結果、全知全能の神に近い権限を有する状態になってしまう。この点も、メタバースと現実世界との圧倒的な違いとなる。メタバースにおけるプライバシーや個人情報保護、消費者行動の非倫理的な操作に関して、社会的・規制的に許容される行為基準の定義は、喫緊の課題であり、広範かつ迅速な公開討論の必要がある。

● 参考資料

- 石井夏生利「アバターのみならずを巡る法的課題—プライバシー保護の観点から」、総務省情報通信政策研究第6巻第1号(2022 年)
☆ https://www.jstage.jst.go.jp/article/jicp/6/1/6_1/_pdf/-char/ja
- 日本バーチャルリアリティ学会編『バーチャルリアリティ学』(コロナ社、2011)
- バーチャル美少年ねむ『メタバース進化論』(技術評論社、2022 年)
- AMT メタバース法務研究会「メタバースと法(第1回)総論—メタバースと法」NBL 1223(2022.8.1)号、(2022 年)
- Matthew Ball,” The Metaverse: What It Is, Where to Find it, and Who Will Build It”
☆ <https://www.matthewball.vc/all/themetaverse>
- 小塚莊一郎「仮想空間の法律問題に対する基本的な視点—現実世界との「抵触法」的アプローチ」 総務省情報通信政策研究第6巻1号(2022 年)
☆ https://www.soumu.go.jp/main_content/000828891.pdf
- Samuel. D. Warren & Louis. D. Brandeis, “The Right to Privacy”, 4 HARV.L.REV.193 (1890).
- William L. Prosser, “Privacy”, 48 CAL. L. REV. 383 (1960).
- 曾我部真裕『反論権と表現の自由』(有斐閣、2013 年)
- ALAN F. WESTIN, PRIVACY AND FREEDOM (1967).
- 佐藤幸治「プライバシーの権利(その公法的側面)の憲法論的考察(一)—比較法的検討—」法学論叢第 86 巻 5 号(1970 年)1 頁以下、同『日本国憲法論』(成文堂、2020 年)
- 棟居快行『人権論の再構成』(信山社、1992 年)
- 中澤佑一「第1章 6 アイデンティティ権」『インターネットにおける誹謗中傷法的対策マニュアル』(中央経済社、第4版、2022 年)頁

2.5 有識者ヒアリング

2.5.1 実施概要

2.4 レポートの作成にあたり、デスクトップリサーチのほかに、有識者に対するヒアリングを行い、調査内容の充実を図った。

なお、本有識者ヒアリングは、必要に応じて、合同・個別で実施し、いずれもオンラインにて非公開で実施した。ヒアリングにおける議事内容についても公開しない。有識者は以下の図表 8 に示す。

図表 8 有識者リスト

氏名(敬称略)	所属
生貝 直人	一橋大学大学院
石井 夏生利	中央大学
崎村 夏彦	OpenID Foundation
佐藤 一郎	国立情報学研究所
宍戸 常寿	東京大学
平岩 久人	PwC あらた有限責任監査法人
山本 龍彦	慶應義塾大学

2.5.2 実施内容

2.5.2.1 調査内容

有識者ヒアリングでは、テーマを①国内外のプライバシーに関するルール、② Web3・メタバース時代における「プライバシー」の在り方とした。

ヒアリングにおいては、事前にテーマごとの論点を以下の図表 9 のように設定し、それにオンラインにて実施した。また、図表 10 にヒアリング実施結果を示す。

図表 9 ヒアリング論点

テーマ	論点	参加者
国内外のプライバシーに関するルール (プライバシー関連の法令・ガイドライン)	GDPR	GDPR 制定時のガイドライン等ソフトウェア的な対応の経緯
		GDPR に対する産業界や業界団体等ステークホルダーからの反応
	EU DSA・DMA ならびに 米国 ADPPA	DSA・DMA/ADPPA に対するガイドラインの制定の可能性

テーマ	論点	参加者
		DSA・DMA/ADPPA に対する産業界や業界団体等ステークホルダーからの反応
		日本に与える影響(ユーザー・産業・政策面)
	今後のプライバシー保護のあり方	EU DSA・DMA ならびに米国 ADPPA がプライバシー保護に与える影響
		個人情報の取得に関する考え方
Web3・メタバース時代における「プライバシー」の在り方	「プライバシー」の概念を議論する場(やステークホルダー)の必要性	新しい技術やサービスが普及し、それらの領域に関連するプライバシーの課題等が日々生じていく中で、「プライバシー」の概念から議論するような場、そこに関わるステークホルダーとしては、どのようなものが必要か。
	Web3・メタバース空間における活動が既存の「プライバシー」の概念や保護法益に与える影響	アバターと本人の同一性
		メタバースにおけるプライバシーと自己情報コントロール権、自己イメージコントロール権、アイデンティティ権
	「プライバシー」における新たな課題・可能性	仮想空間上で現実世界とは異なる自己を確立することによる新たな自己実現の可能性や、サービスの観点からユーザーが享受するメリット
	web3・メタバース空間における子どものデータ及びプライバシーの保護	高い没入感と身体性の拡張を伴う仮想空間において、子どものデータやプライバシーはどのように守られるべきか

図表 10 ヒアリング実施結果

テーマ	回・日付	参加者
	第 1 回 2022 年 11 月 4 日	生貝 直人
		石井 夏生利

テーマ	回・日付	参加者
国内外のプライバシーに関する ルール(プライバシー関連の法 令・ガイドライン)	第2回 2022年11月16日	平岩 久人
		山本 龍彦
	第3回 2022年11月22日	佐藤 一郎
		宍戸 常寿
Web3・メタバース時代における 「プライバシー」の在り方	第4回 2022年12月2日	崎村 夏彦
	第5回 2023年1月20日	生貝 直人
		平岩 久人
		山本 龍彦
	第6回 2023年1月20日	石井 夏生利
		佐藤 一郎
		宍戸 常寿
		崎村 夏彦

3. 「データ流通促進WG」の運営及び事務

3.1. 概要

IoT (Internet of Things) で様々な機器やデータ等がつながり、業界横断した活用が進むと、ビジネスや社会全般に大きな革新をもたらすと期待されている。他方で、センサー等の機器の発達によって、取得されるデータにも変化がみられ、生活者のプライバシー侵害や、生活者が望まない形でデータが利用されることに対する漠然とした不安を抱えていること、第三者提供に係る本人同意の取得が困難であること、事業者による囲い込みにより、業界横断したデータ流通が進まないこと等、様々な理由で事業者がデータ利活用を躊躇していることが指摘されるようになった。

このような背景に鑑み、IoT 推進コンソーシアムは、2016 年 1 月にデータ流通促進 WG (座長: 森川博之 東京大学大学院教授) を設置し、データを活用したビジネスを検討している事業者から寄せられた相談事項 (契約に関する事項、流通するデータの扱いに関する事項等) に対して、委員より、技術的観点・制度的観点・社会受容性の観点等から、その解決に向けた助言等を行うことで、事業化への後押しを行ってきた。**エラー! 参照元が見つかりません。**にデータ流通促進 WG の構成を示す。

デジタルプラットフォーム事業者を含む事業者は、データを活用した革新的なビジネスを生み出すイノベーションの担い手である一方で、異業種間の適切なデータ流通に関する透明性の確保や、個人情報やプライバシーの保護やセキュリティ確保等の観点から、データ活用・流通に関する課題に直面している。

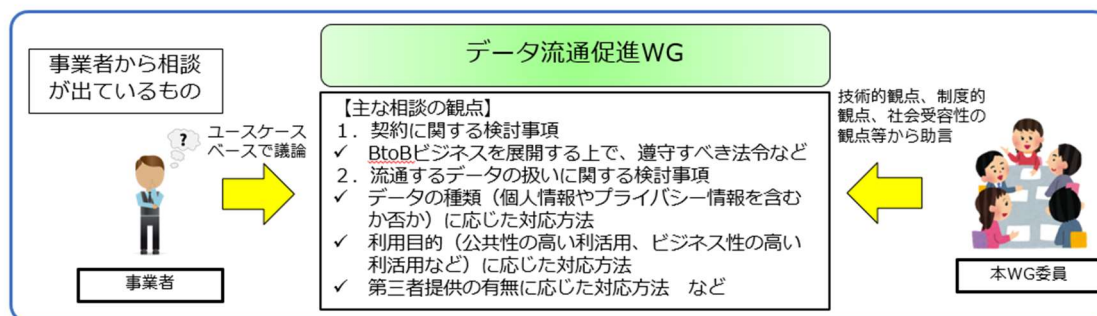
本事業では、まず、先進的なビジネス・サービスを提供している事業者にヒアリングをし、ユースケースを収集した。続いて、収集したユースケースの中から、デジタルプラットフォーム事業者やデータ利活用サービスの提供事業者がサービスを提供する場合のユーザーに対する義務やデータを第三者に提供する際の課題の抽出と整理を行い、選定したユースケースについて、WG で課題解決に向けた施策について議論と検討を行った。議論の結果については、事例集として取りまとめて公表する。

図表 11 「データ流通促進ワーキンググループ」について(イメージ)

【本WGの構成】

1. 事業者のユースケースの審議（原則、非公開で実施）

- データ流通を伴うビジネスに課題を持つ事業者を招聘し、技術的・制度的・社会受容性の視点等から、ビジネス展開の後押しとなるための助言を行う（年度内1回程度想定）



3.2. ヒアリング

IoT・AI・ビッグデータ等の領域でデータ利活用の先進的なビジネス・サービスを提供している事業者、結果の非公開を前提としてヒアリングを実施した。

3.3.1. 実施概要

ヒアリング対象事業者については、データ利活用の領域において先進的なビジネス・サービスを提供している事業者、データ流通促進 WG 事務局が相談を受けた事業者等のうち、経済産業省と協議の上、6 社を選定した。

3.3.2. ヒアリング実施結果

ヒアリングを実施した結果として、データ流通促進 WG のユースケースとして「顔認証機能及び情報の一元管理機能を提供するプラットフォーム」と「公共空間におけるカメラ画像の AI 教師データへの活用」を選定し、検討した。

対象事業者に対するヒアリング結果として、明らかになった点としては、以下のとおりである。

- ① センシングデータやAIを利活用して高度な分析を行い、社会的課題の解決に資するサービスや、より高度化された個人向けのサービス提供を志向する傾向は続いている。
- ② AI 学習に必要な教師データとして、画像等のデータ利活用することについても、高いニーズがある。
- ③ 生活者の姿が写り込むカメラ画像の利活用に当たっては、「カメラ画像利活用ガイドブック」を参照し、慎重な検討をされている事業者が多い。

- ④ 一方で、撮影時に、エッジ側で特定の個人が識別されるような顔画像を即座に削除していても、個人情報の取得に当たる(利用目的の通知・公表などが必要になる)ことが理解されていないケースもある。カメラ画像に関しては、それを加工・処理したデータについて、個人情報保護法上の扱いについての理解が不十分で、利活用に躊躇しているとの声もある。
- ⑤ 業務委託を構成してデータ利活用のプロジェクトが推進される場合、特に生活者のデータを取得し、利活用する場合には、その最終責任は業務委託元にあるが、(特に生活者の接点となってデータ取得をする業務を委託先事業者に委託する場合に)その認識が委託元の事業者希薄なケースも見受けられる。
- ⑥ プラットフォーマーを志向する企業にとっては、データ流通が複雑化する中で、データ流通・利活用の在り方について、どのように理解を得ていけばいいのか、生活者の自らのデータに対するコントロールをどう担保すべきなのかについて、慎重に検討が進められている。(利用者へ提供する自らのデータに係るコントロール機能の検討や、先進的なデータ利活用を実ビジネスで実装するまでに、まずは実証実験からはじめるなど進め方の検討等)
- ⑦ 新しいデータ利活用のビジネス領域である、メタバースの分野においても、同様に利用者のプライバシーへの配慮は必要であり、利用者との適切なコミュニケーションに課題意識をもっている事業者もいる。

3.3. データ流通促進 WG 開催概要

本事業では、新たなビジネスの創発を後押しすることを目的として、事業者がサービスを提供する際に、技術的観点・制度的観点・社会受容性の観点から考慮が必要となる課題について検討するため、以下のエラー! 参照元が見つかりません。の体制で、データ流通促進 WG を開催した。

図表 12 データ流通促進 WG 委員構成

区分	氏名(敬称略)	所属
座長	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科
委員	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
	上田 淳	一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA) 株式会社日立製作所
	菊池 浩明	明治大学総合数理学部先端メディアサイエンス学科
	クロサカ タツヤ	株式会社企
	崎村 夏彦	OpenID Foundation

区分	氏名(敬称略)	所属
	高橋 克巳	日本電信電話株式会社 NTT 社会情報研究所
	寺田 眞治	一般社団法人融合研究所
	林 いづみ	桜坂法律事務所
	平岩 久人	PwC あらた有限責任監査法人
	古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 サステナビリティ消費者会議
オブザーバ	デジタル庁 アイデンティティユニット	
	個人情報保護委員会事務局	
事務局	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	
	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課	

WG では、データ流通・利用等に係る課題を持つデジタルプラットフォーム事業者を招聘し、各事業者のユースケースについて、委員による検討と助言等を行った。WG は、ビジネスに関わる具体的な部分について委員から忌憚ない意見を得るために、非公開形式で実施した。

3.2.1. 検討内容

2023 年 2 月に開催された第 28 回 WG では、今年度の開催概要および WG の進め方について事務局より説明したのち、デジタルプラットフォーム事業者を中心に、ユースケースについての審議を行った。最後に、データ流通促進 WG の下に設置された、「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」と「カメラ画像利活用 SWG」について、事務局から活動報告を行った。**エラー! 参照元が見つかりません。**に開催概要を示す。

なお、ここで示す回次は、2015 年度からの通算回次としてのものである。

図表 13 2022 年度 データ流通促進 WG(第 28 回) 開催概要

開催日時	2023 年 2 月 16 日(木)10:00～12:00
開催場所	オンライン会議にて開催(Teams)
出席者	委員10 名
議事	1. 開会 2. 挨拶 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課課長 3. 挨拶 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課課長

	4. 挨拶 座長挨拶 5. 今年度の実施概要について 6. 本日の進め方の説明 7. 【審議】個別ユースケースの審議① 8. 【審議】個別ユースケースの審議② 9. 【報告】関連する取組について - 「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会活動報告」 - 「カメラ画像利活用 SWG 活動報告」 10. 座長総括 11. 事務局連絡 12. 閉会
配布資料	資料0 第 28 回データ流通 WG 議事次第 資料1 データ流通促進ワーキンググループ開催要綱案 資料2 データ流通促進 WG 2022 年度の活動について 資料3 本日の進め方について 資料4 検討事例1) ユースケース①資料 資料5 (検討事例2) ユースケース②資料 資料6 事務局説明資料(報告事項) 別紙 メンバーリスト

3.2.2. 取り扱ったユースケース

データ流通・利用等に係る先進的なビジネス・サービスを提供している事業者にヒアリングを行い、他の事業者が同様のサービスを提供する際に参考となりうる課題に直面している2社の事例を選定し、ユースケースとして扱った。それぞれのユースケースをエラー! 参照元が見つかりません。、エラー! 参照元が見つかりません。、エラー! 参照元が見つかりません。に示す。

図表 14 データ流通促進 WG で取り扱ったユースケース一覧

	事業主体者	事例の概要
1	プラットフォーム提供事業者	顔認証機能及び情報の一元管理機能を提供するプラットフォーム
2	アノテーションサービス提供事業者	公共空間におけるカメラ画像の AI 教師データへの活用

a. ユースケース①

顔認証機能及び情報の一元管理機能を提供するプラットフォーム

<概要>

利用者が、様々な事業者のサービスを利用する際に、顔認証でのログイン等を可能とする機能を利用者と事業者へ提供するプラットフォーム。

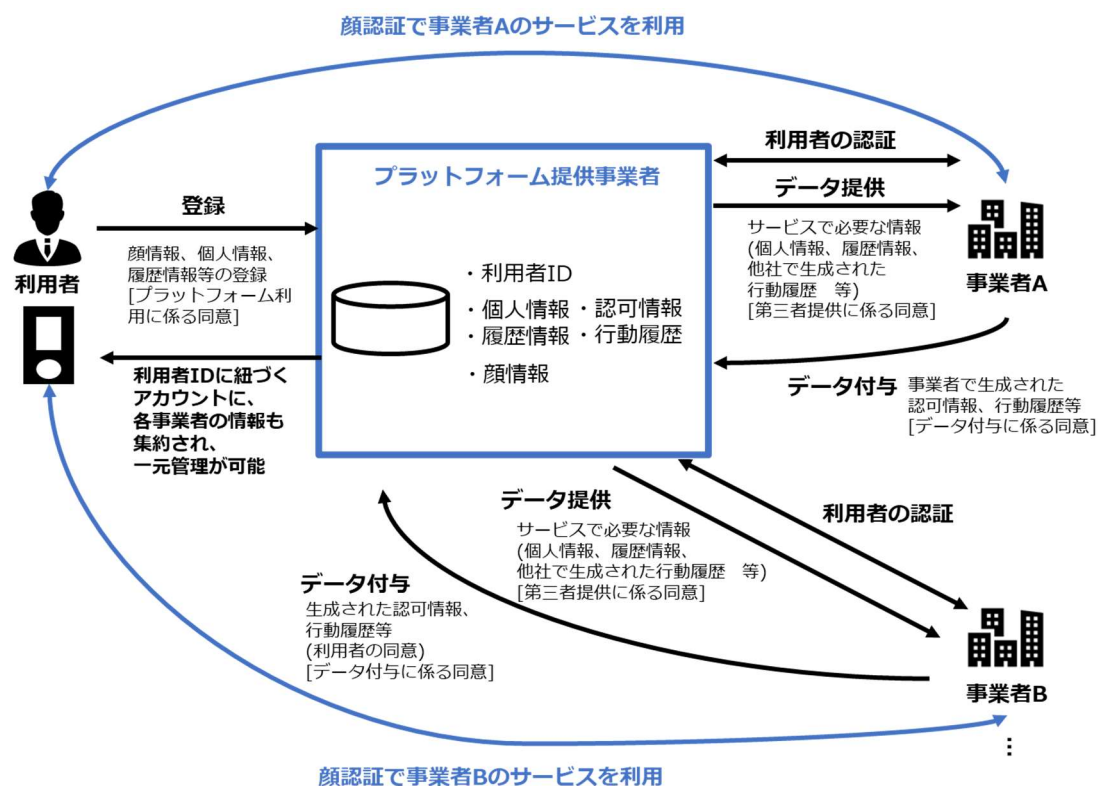
利用者は本プラットフォームに個人情報などを事前に登録し、情報の提供先を自身の判断で選択することができる。

本プラットフォームを利用する事業者は、利用者から許可を受けた場合のみ、利用者の認証に必要な情報やその他のサービス提供に必要な情報を取得し、各事業者のサービスで生成される利用者の行動履歴情報(購買履歴等)を、本プラットフォーム上で、利用者のIDに付与することができる。利用者は、それらの情報を一元管理することが可能となり、他の事業者のサービスを利用する際にも当該情報の利用が可能となる。

事業者は、本プラットフォームを介して取得した利用者の情報を、利用者へのサービス提供やサービスの分析・向上等のために活用する。また、利用者は、自身が利用したサービスにおける行動履歴(購買履歴等)等のデータを管理し、別の事業者のサービスを利用する際に当該データを当該別の事業者に提供することで、当該サービスの利用において役立てることも可能になる。

なお、本プラットフォームから各事業者への情報の提供や、事業者による本プラットフォームの利用者IDへの行動履歴情報の付与は、すべて利用者の同意のもとに行われ、事業者は、同意がない場合は利用者の情報を扱うことができない。

図表 15 顔認証によって紐づけられた利用者の個人情報や行動履歴データを
利用者の同意に基づく、事業者間での利活用イメージ



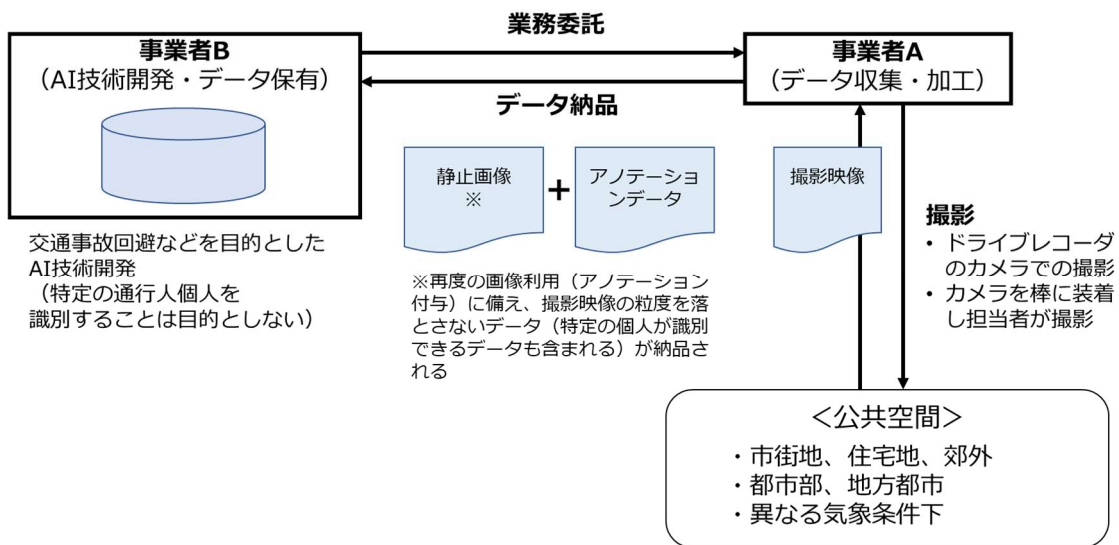
b. ユースケース②

公共空間におけるカメラ画像の AI 教師データへの活用

<概要>

先進運転支援システム開発における「交通事故回避」「住宅地歩行者の安全確保」等を目的とした AI 技術開発のため、AI 技術開発事業者からの委託を受けて、公共空間にて映像の撮影を行い、撮影した映像から AI 学習・評価に必要な静止画像とアノテーションデータを作成する。

図表 16 撮影した静止画像からアノテーションデータを作成、AI 学習・評価への利活用イメージ



3.2.3. 結果

WG では、事業者がビジネス・サービスを展開する際に直面している、もしくは今後直面する可能性のある課題と論点について検討した。これらの成果については、今後のデータ利活用の促進と、生活者にとって有用なサービスが展開されるための一助とすべく、データ流通促進 WG で得られた知見として、「新たなデータ流通取引に関する検討事例集第1分冊改訂版」に事例を追加し、2023年に公表予定である。

なお、WG では、事業者のビジネスに関する具体的な課題についても検討を行うが、事例集では、それらを抽象化し、今後、データの利活用が進展した際に、同様のビジネス・サービスを提供する事業者が直面する可能性のある課題と論点としてまとめている。

3.4. まとめ

事業者へのヒアリングやデータ流通促進 WG における議論を通じて、事業者が直面している課題や問題意識を整理した。今後、新規サービスが創出され、デジタルプラットフォーム上で様々なデータが統合され様々なアクター間で流通することが進めば、個人情報やプライバシー保護、セキュリティにおける課題はより複雑化することが予想される。これら課題に対して適切な対応がなされぬまま、デジタルプラットフォーム上でデータが流通すると、生活者のプライバシー侵害や、生活者が望まない形でデータが利用されることに対する漠然とした不安が高まり、データ流通促進の阻害要因となる。サイバー空間(仮想空間)及びリアル空間(フィジカル空間)で生成されるデータが、複数のアクター間で、複雑にデータが流通していくことを前提に、データ利活用に

よる社会や個人に対するメリットを享受するために、個人情報とプライバシーの観点からどのような手当てが必要なのか、ルール・技術の両面からの検討が、行政においても民間においても、益々求められてくるだろう。

また、ヒアリングで明らかになったように、プライバシーや個人情報保護についての事業者の取組をサポートする、「カメラ画像利活用ガイドブック¹」をはじめとしたこれまでの成果物が、適切に活用され、事業者の理解が進むよう、働きかけが必要とも考えられる。

¹ 「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」(総務省、経済産業省、2022)
<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220330001/20220330001.html>

4. 企業のプライバシーガバナンスモデル検討会の運営及び事務

4.1. 概要

分野・産業の壁を超えてデータに関する取引を活性化させることを目的とした「IoT 推進コンソーシアム・データ流通促進ワーキンググループ」(座長:森川博之東京大学大学院教授)では、パーソナルデータ等の流通を伴う事例に対し、関連法制度(個人情報保護法など)の観点、及びその他配慮が必要となる事項(プライバシー保護など)の観点から、生活者から一定の信頼を得るために必要なこと等について助言を実施してきた。

データ流通促進 WG において、プライバシーガバナンスに関する検討の必要性が明確となったことを受け、2019 年 10 月、データ流通促進ワーキンググループの下に、企業に求められるプライバシーガバナンスについて、ビジョン、管理体制構築、事業への落とし込み、消費者やビジネスパートナーとの関係構築など、重要となる項目を整理・検討するため「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」(座長:佐藤一郎国立情報学研究所教授)を設置し、2020 年 8 月に経済産業省・総務省より「企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0」²(以下、プライバシーガバナンスガイドブック)を公表した。また、2021 年 7 月、2022 年 2 月に、プライバシーガバナンスを構築する上で参考になる具体的な事例を追加・更新し、それぞれ ver1.1³、ver1.2⁴ として公表した。

本ガイドブックを元に業界団体で独自のガイドラインを策定する動きがあり⁵、デジタルプラットフォーム事業者をはじめとする、データ活用・流通の担い手である企業や関係者においても導入が進み、プライバシーガバナンスの重要性の認識が浸透してきていると考えられる。

「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」の 2021 年度の議論を踏まえると、プライバシーガバナンスガイドブックの内容について、概念整理を行うことでより読者の理解を深められると考えられる点があった。また、プライバシーガバナンスガイドブックでは、プライバシーガバナンスに企業が能動的に取り組むことの重要性が示されているが、企業の実務担当者からは、実務において参照できる具体的な情報を充実してほ

² DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828012/20200828012-1.pdf>

³ DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12232105/www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/guid ebook11.pdf

⁴ DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12232105/www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/guid ebook12.pdf

⁵ 「スマートホーム IoT データプライバシーガイドライン」(電子情報技術産業協会、2023)

<https://www.jeita.or.jp/japanese/pickup/category/2022/vol41-07.html>

しいというニーズが寄せられていた。加えて、プライバシーに係る議論、参照可能な指針・規格等の文書など、国内外の動向を踏まえ、プライバシーガバナンスガイドブックにおいて、必要な情報更新を行う必要もあった。

上記を踏まえて、今年度は、プライバシーガバナンスガイドブックの記載内容の充実を図るべく、検討を行った。具体的には、プライバシーガバナンスに取り組む企業へヒアリングを行い、これからプライバシーガバナンスに取り組もうとしている企業にとって参考となる取組を実施している企業の事例の整理や、プライバシーに係る議論、指針・規格等の最新動向の整理、本検討会の成果の海外への浸透等を視野に入れた英訳の作成を行った。

4.2. ヒアリング調査

4.2.1. 実施概要

昨年度までに、ヒアリングを実施した企業を踏まえつつ、プライバシーガバナンスガイドブックの理解をより深め、より幅広い企業に参照いただけるよう情報収集を行うことを目的に、7社を選定し、ヒアリングを実施した。

ヒアリングに際しては、以下の項目をもとに半構造化インタビューを行った。

- (1) 経営者がプライバシーガバナンスにコミットするに至ったきっかけ、苦労した点
- (2) プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化について
- (3) プライバシー保護責任者と保護組織の構成と運用について
- (4) 内部監査部門や第三者的組織との関わりについて
- (5) プライバシーガバナンスに係る文化の醸成について
- (6) 消費者とのコミュニケーションについて
- (7) その他ステークホルダーとのコミュニケーションについて

加えて、各事業者の状況に応じた課題意識についても話を伺った。

4.2.2. 実施結果

ヒアリング内容については、プライバシーガバナンスに関する企業の取組として各社ごとの事例を整理し、企業のプライバシーガバナンスモデル検討会で報告を行った。ヒアリング結果の概要を以下の図表 17 に示す。

図表 17 ヒアリング結果の概要

項目	実践例
プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化	・ 自社のビジョンの実現に向けて、リスクを正しく認識し、データ利活用のあり方を経営幹部が議論。外部の有識者からなる会合に

項目	実践例
	て、法制度の理念や目的、社会一般の感覚に照らして適切であるかを確認し、基本的な考え方を整理して行動原則を作成。トップメッセージとして発信し社内の啓発・運用を図ったのち、社外へも公表。 外部有識者と経営陣による委員会を設置し、プライバシー保護を含めた自社のデータ活用の方角性について議論。従業員一人ひとりがパーソナルデータと向き合う際の理念、活用の際の企業としての約束として、パーソナルデータに係る指針を策定。
プライバシーへの取組に対するリソースの投入	プライバシー保護組織を社内の PIA の事務局として機能させる場合、自社で対応する PIA の案件数などを考慮して、十分な人員を確保。
内部監査部門やアドバイザーボードなどの第三者的組織の役割	事業部門側に個人情報・プライバシー保護に係る責任者を置き、プライバシーリスクマネジメントの実施状況を年次単位で自己評価し、リスク管理部門側に報告を上げ、リスク管理部門側が確認を行う。この流れに対して、別途、内部監査部門が適切かを確認している。
企業内のプライバシーに係る文化の醸成	- 人材を採用する際に、プライバシーを第一に考える社の方針に共感できる人材を選考。 - 人事部で開催される従業員の行動規範に係るセミナーや研修に、個人情報・プライバシーに関する内容を含めてもらい、従業員全体の意識向上を図っている。

4.3. 検討会

企業のプライバシーガバナンスモデル検討会を設置し、審議を行った。プライバシーガバナンスガイドブックの改訂、実務で参照できる内容の整理、プライバシーガバナンスガイドブック英訳版の作成等について議論を行った。検討会の委員構成を以下のエラー! 参照元が見つかりません。に示す。

図表 18 企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 委員構成

区分	氏名(敬称略)	所属
座長	佐藤 一郎	国立情報学研究所
委員	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所
	落合 正人	SOMPOリスクマネジメント株式会社
	クロサカ タツヤ	株式会社企

区分	氏名(敬称略)	所属
	小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所
	穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科
	高橋 克巳	日本電信電話株式会社 NTT 社会情報研究所
	林 達也	LocationMind 株式会社 株式会社パロンゴ
	日置 巴美	三浦法律事務所
	平岩 久人	PwC あらた有限責任監査法人
	古谷 由紀子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 サステナビリティ消費者会議
	村上 陽亮	株式会社 KDDI 総合研究所
	森 亮二	英知法律事務所
	若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会 株式会社日本総合研究所
オブザーバ	デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ	
	デジタル庁 アイデンティティユニット	
	個人情報保護委員会事務局	
	経済産業省 商務情報政策局 総務課国際室	
	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室	
	経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室	
事務局	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	
	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課	

4.3.1. 検討会開催概要

企業のプライバシーガバナンスモデル検討会を、下記の通り、4回実施した。

a. 第1回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会

第1回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会では、事務局より、今年度の進め方(案)を説明した。また、プライバシーガバナンスガイドブックの理解を深めるための概念整理について論点を説明し、委員からご意見をいただいた。さらに、実務で参照できる内容の整理の進め方や成果物イメージ、プライバシーガバナンスガイドブック英訳版作成の進め方について、事務局から説明し、議論を行った。

開催概要は以下のエラー! 参照元が見つかりません。の通りである。

図表 19 第1回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 開催概要

開催日時	2022 年 7 月 20 日 (水) 15:00～17:00
開催場所	オンライン会議にて開催 (Teams)
出席者	委員12 名 (欠席 2 名)
議事	1. 開会 2. 挨拶 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課課長 3. 挨拶 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課課長 4. 挨拶 座長 5. 【議題】今年度の進め方について 6. 【議題】ガイドブックの理解を深めるための概念整理について 7. 【議題】実務で参照できる内容の整理について 8. 【議題】英訳について 9. まとめ・事務連絡 10. 閉会
配布資料	資料 1 開催要綱 (案) 資料 2 委員構成 資料 3 今年度の進め方について 資料 4 ガイドブックの理解を深めるための概念整理について 資料 5 実務で参照できる内容の整理について 資料 6 英訳について 参考資料 1 昨年度の議論内容 参考資料 2 実務で参照できる内容の整理 (成果物イメージ) (案) 参考資料 3 英訳のターミノロジー 参考資料 4 ガイドブックの普及広報状況について

b. 第2回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会

第2回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会では、ガイドブックの理解を深めるための概念整理について、「プライバシーガバナンスのフレームワーク」「プライバシーリスク・プライバシー問題について」「プライバシー保護責任者の位置づけについて」「情報セキュリティ対策とプライバシー保護」の4つの論点ごとに議論を行った。加えて、実務で参照できる内容の整理について、事業者ヒアリング結果の共有を行った。

開催概要は以下のエラー! 参照元が見つかりません。の通りである。

図表 20 第2回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 開催概要

開催日時	2022 年 9 月 30 日 (金) 13:00～15:00
開催場所	オンライン会議にて開催 (Teams)
出席者	委員12 名 (欠席 2 名)
議事	1. 開会 2. 【議題】第 1 回検討会でのご意見と対応案について ・ 今年度検討会の進め方見直しについて ・ その他いただいたコメントについて 3. 【議題】ガイドブックの理解を深めるための概念整理について ・ ガバナンスとマネジメント ・ プライバシーリスク・プライバシー問題について ・ プライバシー保護責任者の位置づけについて ・ 情報セキュリティ対策とプライバシー保護 4. 【議題】実務で参照できる内容の整理について ・ ヒアリング実施報告 5. まとめ・事務連絡 6. 閉会
配布資料	資料 0 議事次第 資料 1 委員構成 資料 2 第 1 回検討会議事録 資料 3 第 1 回検討会でのご意見と対応 (案) 資料 4-1 ガイドブックの理解を深めるための概念整理 (ガバナンスとマネジメント) 資料 4-2 ガイドブックの理解を深めるための概念整理 (プライバシーリスク・プライバシー問題について) 資料 4-3 ガイドブックの理解を深めるための概念整理 (プライバシー保護責任者の位置づけについて) 資料 4-4 ガイドブックの理解を深めるための概念整理 (情報セキュリティ対策とプライバシー保護) 資料 5 実務で参照できる内容の整理について 参考資料 1 ガイドブック修正案

c. 第3回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会

第3回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会では、委員の議論を踏まえて作成したガイドブック改訂案と、実務で参照できる内容の整理について記載した付属書案について事務局から説明を行い、委員からご意見をいただいた。さらに、事業者

ヒアリングの結果共有を行った。最後に、来年度以降で検討すべき論点を含めた今後の進め方について、事務局より説明をし、議論を行った。

開催概要は以下のエラー! 参照元が見つかりません。の通りである。

図表 21 第3回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 開催概要

開催日時	2022 年 12 月 6 日 (火) 13:00～15:00
開催場所	オンライン会議にて開催 (Teams)
出席者	委員 13 名 (欠席 1 名)
議事	1. 開会 2. 【議題】第 2 回検討会でのご意見と対応案について 3. 【議題】ガイドブック今年度改訂案の提示 4. 【議題】実務で参照できる内容の整理について ・ 付属書ドラフトと論点の提示 ・ ヒアリング実施報告 5. 【議題】今後の進め方について 6. まとめ・事務連絡 7. 閉会
配布資料	資料 0 議事次第 資料 1 委員構成 資料 2 第 2 回検討会議事録 資料 3 第 2 回検討会でのご意見と対応 (案) 資料 4 ガイドブック ver1.3 (案) について 資料 5 実務で参照できる内容の整理について 資料 6 現状整理と今後について 参考資料 1 ガイドブック ver1.3 (案) 参考資料 2 付属書 (案) 参考資料 3 企業のプライバシーガバナンスガイドブック普及広報状況について

d. 第4回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会

第4回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会では、ガイドブック ver1.3 案と概要版案、ガイドブック ver1.3 英訳案と概要版の英訳案、さらに、実務で参照できる内容の整理について記載した付属書案についても説明を行い、内容について議論した。最後に、来年度以降の論点を含めた今後の進め方について、第3回検討会での議論内容の整理を事務局より説明し、質疑応答を実施した。

開催概要は以下の図表 22 の通りである。

図表 22 第4回企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 開催概要

開催日時	2023 年 2 月 13 日 (月) 10:00～12:00
開催場所	オンライン会議にて開催 (Teams)
出席者	委員 14 名
議事	1. 開会 2. 【議題】第3回検討会でのご意見と対応案について 3. 【議題】ガイドブック ver1.3 (案)・概要版 (案)について 4. 【議題】ガイドブック英訳版 (案)・概要版 (案)について 5. 【議題】実務で参照できる内容の整理について ・ プライバシーガバナンスに関する実践例の整理 (案) の提示 ・ 追加ヒアリング実施報告 6. 【議題】今後の進め方についていただいたご意見の整理 7. まとめ・事務連絡 8. 閉会
配布資料	資料 0 議事次第 資料 1 委員構成 資料 2 第3回検討会議事録 資料 3 第3回検討会でのご意見と対応 (案) 資料 4 ガイドブック ver1.3 (案)について 資料 5 ガイドブック ver1.3 英訳版 (案)について 資料 6 実務で参照できる内容の整理について 資料 7 今後の進め方についていただいたご意見の整理 参考資料 1 ガイドブック ver1.3 (案) 参考資料 2 ガイドブック ver1.3 概要版 (案) 参考資料 3 ガイドブック ver1.3 英訳版 (案) 参考資料 4 (参考資料 3 の日本語原稿) ガイドブック ver1.3 (案) 【第3回検討会提示版】 参考資料 5 ガイドブック ver1.3 英訳版概要版 (案) 参考資料 6 プライバシーガバナンスに関する実践例の整理 (案) 参考資料 7 産業界の取組について紹介資料 参考資料 8 ガイドブック普及啓発状況について

4.3.2. 検討結果

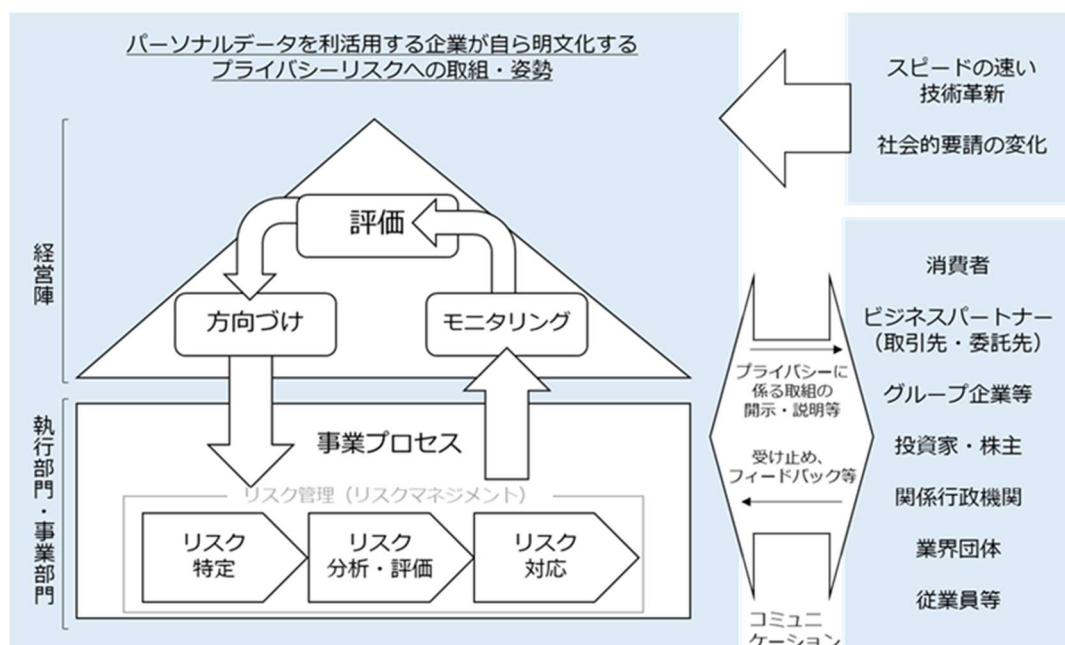
a. DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3

企業のプライバシーガバナンスモデル検討会にて、ガイドブックの理解を深めるための概念整理や、参考情報の充実の観点から検討を進め、「DX 時代における企業のプ

「プライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」を作成した。主な改訂内容を以下に記載する。

- ガイドブック記載内容の概念整理
ガイドブックの理解を深めるための概念整理を実施。主な内容は以下の通りである。また、図表 23 にフレームワークのイメージを示す。
 - DX を推進し競争力向上を志向する企業が参照できる一般的モデルを参照し、プライバシーガバナンスについて一般的なフレームワークによる整理を追加。
 - 人権や ESG の文脈からも、統合報告書等による情報の開示やマーケットとの対話を通じて、プライバシー問題へ対応について投資家や社会からの評価を得ることが重要となってきたことを加筆。
 - 「情報セキュリティ対策とプライバシー保護」について、両者は概念として異なるものであることをコラムとして追記。
 - プライバシー保護責任者について、経営者は自社の有するプライバシーリスクや組織構造の特性を踏まえ、円滑な業務運営等も考慮して適切な立場の者を指名することが望ましい旨を明記。

図表 23 プライバシーガバナンスのフレームワーク(イメージ)



- ・ 「6.(参考)諸外国の法令等に係る情報収集方法」の追加
企業が諸外国の法令等について自ら情報収集をする際に参照できる情報発信元(規制当局、議会等)等、基本的な情報収集方法について加筆した。

「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」(本文、概要版)は、2023 年中に公表予定である。

b. DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3 英訳版

今年度の企業のプライバシーガバナンスモデル検討会では、本検討会の成果の海外への浸透や、日本企業が海外の取引先に対して自社のプライバシーガバナンスの取組を説明する際に、本ガイドブックを活用できるようにすることを視野に入れ、ガイドブックの英訳版作成を推進してきた。

各検討会で議論を進めた結果を踏まえて、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」の英訳版として、「The Guidebook for Corporate Privacy Governance in the Digital Transformation (DX) Era Ver 1.3」(本文・概要版)を作成した。2023 年中に公表予定である。

c. 企業のプライバシーガバナンスに関する実践例の整理

今年度のプライバシーガバナンスモデル検討会では、プライバシーガバナンスガイドブックで、企業が能動的に取り組むことの重要性が示されているプライバシーガバナンスに関して、実務において参照できる具体的な情報を充実してほしいという事業者からのニーズを踏まえ、ガイドブックに取り組む事業者の実践例を整理した。

「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」に記載されている経営者が取り組むべき 3 要件やプライバシーガバナンスの重要項目別にポイントを記載し、事業者ヒアリングより抽出した事例を整理し、その結果を、「企業のプライバシーガバナンスに関する実践例の整理(DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3 の要件・重要項目別)」へ取りまとめた。こちらも、2023 年中に公表予定である。以下のエラー! 参照元が見つかりません。、図表 25 が成果物のイメージである。

図表 24 企業のプライバシーガバナンスに関する実践例の整理(DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3 の要件・重要項目別)の表紙と目次

企業のプライバシーガバナンスに関する 実践例の整理 (DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3 の要件・重要項目別) (第1版) 2023 年●月 総務省 → 経済産業省 改ページ	目次 1. はじめに 3 2. 経営者が取り組むべき要件 4 2.1. プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化 4 2.2. プライバシー保護責任者の指名 4 2.3. プライバシーへの取組に対するリソースの投入 8 3. 体制の構築 9 3.1. プライバシー保護責任者の役割 9 3.2. プライバシー保護組織の役割 11 3.3. 事業部門の役割 14 3.4. 内部監査部門やアドバイザーなどとの第三者的連携の役割 16 4. 関係者との関係性の構築 18 5. 企業内のプライバシーに係る文化の醸成 20 6. 消費者とのコミュニケーション 22 6.1. 組織の取組の公表、説明 22 6.2. 消費者との継続的なコミュニケーション 24 6.3. 関係発生時の消費者とのコミュニケーション 26 7. その他のステークホルダーとのコミュニケーション 27 7.1. ステークホルダーへの対応 27 7.2. プライバシー問題の通報対応 33 7.3. その他の取組 34 改ページ
--	--

図表 25 企業のプライバシーガバナンスに関する実践例の整理(DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3 の要件・重要項目別)の内容例

2. 経営者が取り組むべき要件 2.1. プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化 【ポイント】 経営者が、企業がデータを活用することによりどのような価値を提供していくかを踏まえ、組織の一貫した対応を可能とするプライバシー保護の軸となる基本的な考え方や、プライバシーリスク管理に能動的に対応していく姿勢を、明文化し、組織内外に知らしめる。 ・姿勢の明文化 ✓ 経営者がプライバシーを経営上の重要事項として認識している。 ✓ プライバシー保護の軸となる基本的な考え方を提示する。 ✓ 能動的にプライバシーリスク管理に対応する。 ✓ プライバシーリスクに対し、受動的・事後ではなく、能動的・事前に対応する。(プライバシー・バイ・デザイン) ✓ プライバシーに関する取組を実施することのアカウンタビリティを確保する。 ✓ 姿勢は、継続的に検証し見直す。 ・明文化の形 ✓ 姿勢を具体的な形で示す(文書化する)。 ✓ 宣言、行動原則などを策定する。 ・社内放送・公表 ✓ 経営者が姿勢をトップダウンで伝達させる。 ✓ 組織全体に認識を醸成させる。 ✓ 組織外へ姿勢を公開する。 ✓ ステークホルダーからの信頼を高める仕組みとなる。 【実践例】 (例) 中期戦略でデータ活用による新しい価値提供が位置づけ、データ活用が本質化する前に、プライバシーへの適切な配慮を「社内の共通認識」とするとともにその実行性を担保する「社内規程の仕組み」が必要との問題意識の下、データの有効活用とプライバシーへの配慮をバランスよく実現することを基本理念に、イノベーション創出に向けた行動原則の検討を開始。自社のビジョンの実現に向けて、リスクを正しく認識し、データ活用のあるべき経営幹部が議論、外部の有識者からなる会合にて、法制度の理念や目的、社会一般の感覚に 【ポイント】に記載した内容は、あくまで、見出しと実践例の理解を助けるために添削した点に、見出しごとに、ガイドブックの記載内容の一部を具体的に転載したものであるため、DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3 (00000000) を参照いただきたい。
--

4.4.まとめ

今年度は、プライバシーガバナンスガイドブックの普及が進む中で、企業がプライバシーガバナンスガイドブックの内容をより実務に取り入れやすくするために、ガイドブックの理解を深めるための概念整理と、実践例の整理のために検討を行った。さらに、プライバシーガバナンスガイドブックの海外への浸透を目的に、英訳作成も実施した。

プライバシーガバナンスガイドブックの理解を深めるための概念整理では、プライバシーガバナンスについて一般的なフレームワークによる整理、人権や ESG の文脈の加筆、プライバシー保護責任者について内容を追記した。また、情報セキュリティ対策とプライバシー保護の概念の関係性について、コラムを加筆した。さらに、諸外国法令の情報収集方法についても追記をすることで、企業が主体的にプライバシーガバナンスに取り組めるよう、内容の充実を図り「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」としてまとめた。

実践例の整理では、事業者ヒアリングから抽出した事例を、ガイドブックに記載の経営者が取り組むべき 3 要件とプライバシーガバナンスの重要項目別に考え方やポイントを明確に提示した上で、それぞれ整理し、ガイドブックの付属書として「企業のプライバシーガバナンスに関する実践例の整理」を作成した。

英訳の作成では、本検討会の成果を海外へ発信するため、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」の英訳版として「The Guidebook for Corporate Privacy Governance in the Digital Transformation (DX) Era Ver 1.3」を作成した。

また、検討会では、今後企業のプライバシーガバナンスの実装を進めるために必要だと考えられることについても議論することができた。

デジタルプラットフォーム上で様々なデータの統合や流通が進む時代においては、企業において適切なプライバシーガバナンスがなされていないことが、消費者・生活者のプライバシーの侵害のリスクに直結することとなり、社会的な観点でも深刻な影響を与える可能性がある。プライバシーガバナンスガイドブック ver1.3 において、人権や ESG の観点からも、企業におけるプライバシーに関する取組が、益々重要である旨を加筆したように、企業を取り巻く環境は変化している。このため、プライバシーガバナンスに取り組むことは、企業が消費者や社会との間で信頼を構築することにつながるといえる。今後も、社会の動向を踏まえて、企業がプライバシーガバナンスに主体的に取り組んでいけるための環境整備について、施策や検討が進められることが望まれる。

5. 「ISO/IEC27701」の JIS 原案の作成

5.1. 概要

経済活動のグローバル化が急速に進展しているところであり、特にデジタルプラットフォーム事業者及びデジタルプラットフォームを利用しサービス提供を行う事業者によるオンラインサービスは容易に国境を越えて提供されるものであることから、国際標準に基づくプライバシー情報マネジメントシステムは重要な基盤になるものである。

ISO/IEC JTC 1/SC 27/WG 5 では、ID 管理とプライバシー技術に焦点を当てた標準規格の開発が行われており、プライバシーフレームワーク、プライバシー参照アーキテクチャ、プライバシーインフラストラクチャ、プライバシー影響評価、特定のプライバシー強化技術、プライバシーエンジニアリングなど多くのプライバシー関連標準が策定されている。その中でも、ISO/IEC 27701:2019 Security techniques – Extension to ISO/IEC 27001 and ISO/IEC 27002 for privacy information management – Requirements and guidelines (以下、ISO/IEC 27701) は、プライバシー情報マネジメントシステムを実装するための重要なマネジメントシステム規格である。ISO/IEC 27701 は、ISMS として普及が進む ISO/IEC 27001、27002 をプライバシー情報マネジメントのために拡張し、PIMS (プライバシー情報マネジメントシステム) を実装するための重要な規格であると同時に、PIMS としての唯一の国際標準であり、すでに我が国を含む各国での認証が始まっている。我が国の企業のグローバル展開において、プライバシー保護の体制を証明するために ISO/IEC 27701 への準拠は最も有効と考えられるものであり、JIS 化することにより、我が国に国際標準の PIMS を導入することが可能となる。

このような背景及びデジタル社会における個人情報の取扱いの時勢を踏まえ、経済産業省は、国際規格 (ISO/IEC 27701:2019) を基礎とした日本産業規格 JIS Q 27701 「セキュリティ技術—プライバシー情報マネジメントのための JIS Q 27001 及び JIS Q 27002 の拡張—要求事項及び指針」を制定することとし、JIS 原案作成委員会を設置し、審議を通じて JIS 原案の取りまとめを行った。

5.2. 原案作成委員会開催概要

ISO/IEC 27701:2019 の JIS 原案作成委員会は、経済産業省と協議の上、当該規格及び関係する国内外規格等の内容に精通する中立者 10 名を構成員とし、NAT コンサルティング合同会社 崎村 夏彦氏に委員長に就任いただいた。

ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27002 の JIS 化の際に、原案作成委員をすべて中立者としていたことから、同様のマネジメントシステムであることから、本原案作成委員会の構成員もすべて中立者としたが、認証規格として利用されることを想定して、生産者

(認証を与える者)、使用者(認証を得る者及び消費者)を意識した構成とした。以下のエラー! 参照元が見つかりません。に委員名簿を示す。

図表 26 ISO/IEC 27701 JIS 原案作成委員会名簿原案作成委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
中立 (委員長)	崎村 夏彦 さきむら なつひこ	NATコンサルティング合同会社
中立	佐藤 慶浩 さとう よしひろ	一般社団法人日本個人情報管理協会
中立	生野 聡 しょうの さとし	松田綜合法律事務所
中立	村上 康二郎 むらかみ やすじろう	情報セキュリティ大学院大学
中立 (生産者)	郡司 哲也 ぐんじ てつや	一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
中立 (生産者)	中村 良和 なかむら よしかず	日本マネジメントシステム認証機関協議会
中立 (生産者)	打川 和男 うちかわ かずお	株式会社テイルウィンドシステム
中立 (使用者)	吉田 元永 よしだ もとのり	一般社団法人電子情報技術産業協会
中立 (使用者)	大島 昌子 おおしま まさこ	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
中立 (使用者)	長田 三紀 ながた みき	情報通信消費者ネットワーク

(五十音順、敬称略)

ISO/IEC 27701 JIS 原案作成委員会を 5 回開催し、JIS 原案を取りまとめた。

a. JIS 原案作成委員会(第 1 回)

2022 年 10 月に開催された第 1 回委員会では、本事業の趣旨説明及び事業の進め方について経済産業省と事務局より説明し、委員長の選任について承認を得た。また、事前に募集していたコメントの審議を行った。以下のエラー! 参照元が見つかりません。に開催概要を示す。

図表 27 2022 年度 JIS 原案作成委員会(第 1 回)開催概要

会合名	JIS 原案作成委員会(第 1 回)
日時	2022 年 10 月 5 日 15:00-17:00
場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員 9 名出席(欠席 1 名)
議事	1. 経済産業省挨拶 2. 委員紹介 3. 委員長選任 4. 委員長挨拶 5. 本事業の趣旨説明及び事業の進め方について 6. 審議 7. 事務連絡等
配布資料	資料 1-1 議事次第 資料 1-2 委員名簿 資料 1-3 開催要項 資料 1-4 JIS 原案作成の進め方 資料 1-5 委員コメント表 (参考資料) ① 参考資料 1-1 コメント募集用 JIS 原案 ② 参考資料 1-2 JIS と国際規格との整合化について ③ 参考資料 1-3 用語集(JIS X 9250) ④ 参考資料 1-4 用語集(他の規格)

b. JIS 原案作成委員会(第 2 回)

2022 年 10 月に開催された第 2 回委員会では、原案の修正内容及び解説案について事務局から説明し、委員から提出されたコメントを受けて JIS 原案への反映について審議した。以下のエラー! 参照元が見つかりません。に開催概要を示す。

図表 28 2022 年度 JIS 原案作成委員会(第 2 回)開催概要

会合名	JIS 原案作成委員会(第 2 回)
日時	2022 年 10 月 21 日 10:00-12:00
場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員 9 名出席(欠席 1 名)
議事	1. 資料確認 2. 原案修正内容の説明 3. 審議

	4. 事務連絡等
配布資料	資料 2-1 議事次第 資料 2-2 原案修正案 資料 2-3 原案修正案(新旧対照) 資料 2-4 委員コメント表 (参考資料) ① 参考資料 2-1 開催要項 ② 参考資料 2-2 JIS と国際規格との整合化について ③ 参考資料 2-3 ISO/IEC 27701 原文

c. JIS 原案作成委員会(第 3 回)

2022 年 11 月に開催された第 3 回委員会では、原案の修正内容及び解説案について事務局から説明し、委員から提出されたコメントを受けて JIS 原案への反映について審議した。以下のエラー! 参照元が見つかりません。に開催概要を示す。

図表 29 2022 年度 JIS 原案作成委員会(第 3 回)開催概要

会合名	JIS 原案作成委員会(第 3 回)
日時	2022 年 11 月 11 日 11:00-13:00
場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員 10 名出席
議事	1. 資料確認 2. 第 1 回議事録確認 3. 原案修正内容の説明 4. 解説案の説明 5. 審議 6. 事務連絡等
配布資料	資料 3-1 議事次第 資料 3-2 第 1 回議事録 資料 3-3 原案修正案 資料 3-4 原案修正案(新旧対照) 資料 3-5 解説案 資料 3-6 委員コメント表(原案修正) 資料 3-7 委員コメント表(解説) (参考資料) ① 参考資料 3-1 開催要項 ② 参考資料 3-2 JIS と国際規格との整合化について

d. JIS 原案作成委員会(第4回)

2022年11月に開催された第4回委員会では、原案及び解説案の修正内容について事務局から説明し、委員から提出されたコメントを受けてJIS原案への反映について審議した。以下のエラー! 参照元が見つかりません。に開催概要を示す。

図表 30 2022年度 JIS 原案作成委員会(第4回)開催概要

会合名	JIS 原案作成委員会(第4回)
日時	2022年11月28日 14:00-16:00
場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員9名出席(欠席1名)
議事	1. 資料確認 2. 第2回議事録確認 3. 原案修正内容の説明 4. 解説案の説明 5. 審議 6. 事務連絡等
配布資料	資料4-1 議事次第 資料4-2 第2回議事録 資料4-3 原案修正案 資料4-4 原案修正案(新旧対照) 資料4-5 解説案 資料4-6 委員コメント表(原案修正) 資料4-7 委員コメント表(解説) (参考資料) ④ 参考資料4-1 開催要項 ⑤ 参考資料4-2 JISと国際規格との整合化について ⑥ 参考資料4-3 ISO/IEC 27701 原文

e. JIS 原案作成委員会(第5回)

2023年1月に開催された第5回委員会では、JSAの様式調整中の原案及び解説案の修正内容について事務局から説明し、委員から提出されたコメントを受けてJIS原案への反映について審議した。また、今後の対応について事務局より説明し、経済産業省からもご挨拶を賜った。以下のエラー! 参照元が見つかりません。に開催概要を示す。

図表 31 2022 年度 JIS 原案作成委員会(第 5 回)開催概要

会合名	JIS 原案作成委員会(第 5 回)
日時	2023 年 1 月 27 日 13:00-15:00
場所	オンライン会議にて開催(Teams)
参加者	委員 9 名出席(欠席 1 名)
議事	1. 資料確認 2. 第 3 回、第 4 回議事録確認 3. 原案(様式調整中)の説明 4. 解説案(様式調整中)の説明 5. 審議 6. 今後の対応について 7. 経済産業省からの挨拶 8. 事務連絡等
配布資料	資料 5-1 議事次第 資料 5-2 第 3 回議事録 資料 5-3 第 4 回議事録 資料 5-4 原案(様式調整中) 資料 5-5 原案(様式調整中、新旧対照) 資料 5-6 解説案(様式調整中) 資料 5-7 解説案(様式調整中、新旧対照) 資料 5-8 委員コメント表(原案) 資料 5-9 委員コメント表(解説) (参考資料) ⑦ 参考資料 4-1 開催要項 ⑧ 参考資料 4-2 JIS と国際規格との整合化について ⑨ 参考資料 4-3 ISO/IEC 27701 原文

5.3. JIS 原案の作成

5.3.1. 規格構成

ISO/IEC27701:2019 から技術的内容、構成及び文言上の変更を加えることなく一致した規格として、JIS 原案を作成した。

この規格の全体構成を、以下のエラー! 参照元が見つかりません。に示す。

図表 32 規格構成と概要

箇条	概要
1. 適用範囲	プライバシーマネジメントに関する JIS Q 27001 及び JIS Q 27002 への拡張という形で、PIMS 関連の要求事項について規定し、PII 処理の責任及びアカウンタビリティをもつ PII 管理者及び PII 処理者のための手引を提供する。
2. 引用規格	JIS Q 27000 情報セキュリティマネジメントシステム-用語 JIS Q 27001:2014 情報セキュリティマネジメントシステム-要求事項 JIS Q 27002:2014 情報セキュリティ管理策の実践のための規範 JIS X 9250:2017 プライバシーフレーム
3. 用語及び定義	次によるほか、JIS Q 27000 及び JIS X 9250 による。
3.1 共同 PII 管理者	一人又は複数の他の PII 管理者と共同で、PII の処理の目的及び手段を決定する PII 管理者
3.2 プライバシー情報マネジメントシステム	PII の処理によって影響を受ける可能性があるプライバシーの保護に対処する、情報セキュリティマネジメントシステム
4. 一般	—
4.1 規格の構成	この規格の各箇条、付属書の構成について説明している。
4.2 JIS Q 27001 要求事項の適用	JIS Q 27001 に関連する、この規格の PIMS 固有の要求事項の箇条を示している。
4.3 JIS Q 27002 指針の適用	JIS Q 27002 に関連する、この規格の PIMS 固有の手引の該当箇条を示している。
4.4 取引先	この規格における取引先の意味について。
5. JIS Q 27001 に関連する PIMS 固有の要求事項	“情報セキュリティ”に言及している JIS Q 27001:2014 の要求事項を、PII の処理によって影響を受ける可能性があるプライバシーの保護へ拡張しなければならない場合の要求事項を規定している。
6. JIS Q 27002 に関連する PIMS 固有の手引	“情報セキュリティ”に言及している JIS Q 27002:2014 の指針を、PII の処理によって影響を受ける可能性があるプライバシーの保護へ拡張することが望ましい場合の指針を示している。
7. PII 管理者のための JIS Q 27002 の追加の手引	PII 管理者を対象とする付属書 A に関連して、箇条 6 に追加する指針。

箇条	概要
8. PII 処理者のための JIS Q 27002 の追加の手引	PII 処理者を対象とする附属書 B に関連して箇条 6 に追加する指針。
附属書 A(規定) PIMS 固有の管理目的及び管理策(PII 管理者)	PII 管理者として活動する組織が使用するもので、JIS Q 27001:2014 の附属書 A を拡張している。
附属書 B(規定) PIMS 固有の管理目的及び管理策(PII 処理者)	PII 処理者として活動する組織が使用するもので、JIS Q 27001:2014 の附属書 A を拡張している。
附属書 C(参考) JIS X 9250 への対応付け	この規格の規定と JIS X 9250 のプライバシー原則の間の指標的対応付け。
附属書 D(参考) EU 一般データ保護規則への対応付け	EU の一般データ保護規則(GDPR)の第 5 条～第 49 条(第 43 条を除く)との間の指標的対応付け。
附属書 E(参考) ISO/IEC 27018 及び ISO/IEC 29151 への対応付け	この規格の規定と、ISO/IEC 27018 及び ISO/IEC 29151 の規定の間の指標的対応付け。 ISO/IEC 27018 は、PII 処理者として活動し、パブリッククラウドサービスを提供する組織に対する追加の情報を提供している。ISO/IEC 29151 は、PII 管理者による PII の処理に関する追加の管理策及び手引を提供している。
附属書 F(参考) JIS Q 27701 を JIS Q 27001 及び JIS Q 27002 に適用する方法	プライバシーによる情報セキュリティという用語の拡張の対応付け。さらに PII を処理するときに PII 主体のプライバシーの保護を考慮に入れる際の JIS Q 27001:2014 の 6.1.2 の修正について記載。

5.3.2. 一般要求事項及び推奨事項の概要

この規格は、JIS Q 27001 及び JIS Q 27002 を拡張するもので PII の取り扱いに関して、以下について管理策と指針を定めている。

・収集及び処理の条件

処理が適用される各法域の法的根拠に基づいて適法であり、明確に定義された適法な目的をもつことを判断し、文書化しなければならない。

- ・PII 主体に対する義務

PII 主体に彼らの PII の処理に関する適切な情報が提供されることを確実にし、かつ、PII の処理に関連してその他の適用される PII 主体に対する義務を履行しなければならない。

- ・プライバシー・バイ・デザイン及びプライバシー・バイ・デフォルト

プロセス及びシステムが、収集及び処理(使用, 開示, 保持, 送信及び処分を含む)が特定された目的に必要なものに限られるように設計されることを確実にしなければならない。

- ・PII の共有、移転及び開示

適用される義務に従って、PII を共有するかどうか、他の法域又は第三者に移転するかどうか、及び／又は開示するかどうか、もしするのであれば、それらはどのような場合かを決定し文書化しなければならない。

5.4. まとめ

高齢化・過疎化が急速に進展する一方、2020 年の新型コロナウイルスの拡大などにより人間の社会活動、経済活動の重点はますますサイバー空間へとシフトしている。プライバシー情報のマネジメントシステムを運用し、オンライン取引における事業者と消費者の有効な合意形成を図ることは Society 5.0 実現に向けた重要な要素の一つである。

企業にとっては、グローバルに進出する際のプライバシー保護の国際標準を確認、認識するための基準となり、本規格に準拠することは、国外に対してだけでなく、国内に対しても国際標準レベルで対応していることを謳うことが可能となる。消費者にとっては、企業がどのようなプライバシー保護の体制を構築しているかを確認するための基準が提供されることになる。

ISO/IEC JTC1 SC27/WG5 ではプライバシーに関わる国際標準が多く策定されているが、その中でも中核をなす ISO/IEC 29100:2011 (JIS X 9250:2017) の“プライバシーフレームワーク”、ISO/IEC 29134:2017 (JIS X 9251:2021) の“プライバシー影響評価”、ISO/IEC 29184:2020 (JIS X 9252:2023) の“オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意”の JIS 化が取り組まれてきた。これらに加えマネジメントシステムであり、すでに認証が始まっている ISO/IEC 27701:2019 の“プライバシー情報マネジメントのための ISO/IEC 27001 及び ISO/IEC 27002 への拡張—要求事項及び指針”が JIS 化されることで、グローバルな視点を持ったプライバシーへの取組が国内に浸透することが期待される。